

# 総務建設常任委員会

平成28年3月11日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年3月11日（金） 午前9時30分 開会  
午後3時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	川村優子
委員	岡本吉司
〃	西井 覚
〃	吉村優子
〃	阿古和彦
〃	赤井佐太郎
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	内野悦子
〃	増田順弘
〃	白石栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下和弥
副市長	生野吉秀
総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明
企画部長	米井英規
人事課長	吉川正人
〃 補佐	吉田和裕
〃 補佐	東 錦也
企画政策課長	岩永睦治
〃 補佐	高垣倫浩
〃 補佐	高橋勝英
情報推進課長	松村昇道
総務部長	山本眞義
総務財政課長	安川 誠

〃	主幹	森岡偉晃
〃	主幹	吉村雅央
〃	補佐	吉村浩尚
生活安全課長		門口昌義
〃	補佐	植田和明
税務課長		西村圭代子
収納促進課長		西川嘉則
市民生活部長		芳野隆一
市民窓口課長		西川佳嗣
都市整備部長		土谷宏巖
都市整備部理事		
兼建設課長		木村喜哉
建設課主幹		河合忠尚
建設課長補佐		松本秀樹
〃		西川勝也
都市計画課長		石田勝則
〃	補佐	小滝由美
産業観光部長		下村喜代博
農林課長		池原博文
〃	補佐	福森伸好
商工観光課長		岸本俊博
〃	補佐	仲川早苗
教育部長		吉村孝博
図書館主幹		前村芳安
会計管理者		邨田康司

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		寺田馨
書記		中井孝明
〃		山岡晋
〃		井谷亜耶

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

議第2号 葛城市行政不服審査会条例を制定することについて

議第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

議第4号 葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについて

- 議第5号 葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについて
- 議第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 議第7号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 議第9号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第10号 葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第11号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 議第17号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 議第18号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 議第19号 財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）
- 議第20号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について

#### 調 査 案 件（所管事項の調査）

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**朝岡委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

それでは皆さん、改めまして、おはようございます。3月に入りまして、奈良県の伝統行事でございます、東大寺の二月堂のお水取りもずっと続いておるわけでございますけれども、このときがちょうど寒の戻りといえますか、最後の冬を惜しむような、少しちょっと肌寒い日が続いてございます。そんな中でございますが、本委員会、常任委員会を開会させていただきまして、委員の皆さんには全員ご出席をいただきました。

去る3月7日に山下市長の方から上程がございましたそれぞれの各付議事件につきまして、慎重にご審査を賜りまして、適切なご判断を賜りますよう、円滑に議事運営ができますよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

委員外議員がご出席でございますのでご紹介をいたします。白石議員、増田議員、内野議員でございます。

一般の傍聴の取扱いについてもお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室についても許可をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

**朝岡委員長** なお、発言をされる場合は挙手をいただいて、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただいて発言をされるようお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方については、電源を切るか、マナーモードのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

皆様に再度お知らせをいたします。本委員会開催に当たり、理事者側より本日の議第4号の説明の関係上、市民窓口課及び図書館の職員を同席させてほしいという旨の申し入れがございましたので、川村副委員長と相談をさせていただいた結果、これを許可させていただいておりますので、委員の皆様方におかれては、ご了解をお願いいたします。

本日、お手元に条例についての新旧対照表並びにこの後の調査案件でございます、地域活性化事業道の駅建設についても、資料がお手元に届いてございますので、それも含めてご確認をお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入ってまいりたいと思っております。なお、審査の順番につきましては、お手元に配付のとおりの次第で進めてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、議第2号、葛城市行政不服審査会条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** おはようございます。総務部の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程いただきました、議第2号、葛城市行政不服審査会条例を制定することについて、それと続く、議第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてと、この2議案につきましては行政不服審査法の改正に伴いまして、関連する内容でございますので、私の方からお手元にお配りしております資料、行政不服審査法審理、裁決の体制ということでその1、その2、その3とあるわけでございます。これに基づきまして、今回の法律改正の概要をご説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明の方を行わせていただきます。

現在、行政不服審査法でございますが、行政が下した処分に関しまして、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、より公正性、利便性の向上といった観点から、50年ぶりに新たに全面的に改正がなされたわけでございます。平成28年4月1日から法施行されることに伴いまして、法の規定によりまして、その権限に属された事項を処理するための第三者機関として、新たに行政不服審査会を、附属機関でございますが、これを設置いたすという内容でございます。実際にどのような形でこの審査会が事務を行うかと申しますと、お手元の資料のその1をごらんいただきたいと思ひます。

これは、通常のパターンということで、市長部局における行政不服審査会の位置づけを行っております。審査長とは市長でございます。また、この表の審理員と申しますのは、各市長部局内の原課が処分を行ったことに対して、その処分に対して不服審査を申し立てるものを審理するという審理員、これが新たに行政不服審査会に市長が諮問される前に、その前段階として、この処分に関与していない市長部局の職員が審理員となって自浄裁判的な事務処理を行うと、こういう位置づけになったわけでございます。

この表の左側にその図示をしております。まず、左下につきましては、審査請求人ということで、こちらが処分に対して不服申し立てを行う者でございます。右端、処分庁、これが各課、市長部局の課でございます。課の方で処分を行ったその担当課ということでご理解願えればと。その上、審理員はただいま申しましたように、処分に関与していない職員を審理員と申します。

流れ的には、まず、審査請求、不服申し立てがあれば、市長は①審理員を指名いたします。そして、この指名を受けた審理員については、審査請求人からは弁明書、また証拠書類の請求を求めるとともに、あわせて処分庁、処分を行った原課からはこれに対する反論書、どういった理由でもって今回の処分を下したか、その根拠になる法的なもの等々の証拠書類等々を要求いたして、この審理員はそれらの書類を収集した中で、争点の整理等を行っていくわけでございます。

そして、この審理を行う上において、審査請求人から口頭意見陳述の申し立て等があれば、それを受けて処分庁と申立人同席の中で、今度はそれぞれの言い分を、申し立てを行いながら再度争点の整理等々を経て、市長に対して、審理員として本件の審査請求に当たっての意見書を提出することになります。これが④番で書かれておる市長に対する意見書の提出でござ

ざいます。

市長はこの意見書の提出を受けまして、今度は新たに附属機関として設置いたします行政不服審査会、これは、弁護士並びに法学者の委員でもって構成を考えております。この行政不服審査会に諮問を行います。これに対して、行政不服審査会は再度いろんな審査された内容を考察しながら、必要とあれば口頭意見陳述の機会を設けたりしながら、最終の答申を出して、市長はその答申を受けて裁決を行うと、こういう流れになります。現在、こういった流れにつきましては、情報公開・個人情報保護に係ります情報の開示、非開示等の処分については、情報公開・個人情報保護審査会と、この審査会も附属機関でございまして、弁護士、学者のそれぞれ委員から成っておりますこの審査会を通して市長は諮問を行い、それに対する答申を受けて、最終、異議申立者に対する裁決を行っておると、こういう現状でございまして、それ以外の行政が行った処分に対する現在の処理の仕方というのは、原課と直接、不服申し立て、異議申し立てされておいでになるお方の双方で、それぞれ話し合い等々をされた中で処理をしておるというのを、今回50年ぶりの法改正に基づきまして、このように情報公開及び個人情報保護審査会が現在とっておるに近い形の行政不服審査会というものを新たに設けて裁決を下していくという、その前段階で審理員という、処分に関与していない職員が前段階として処分審理手続を開始すると、こういう流れになっております。これが通常、市長部局の流れでございまして。

次に、その2として、今度は市長部局以外の教育委員会等の行政委員会についての処理の仕方でございます。行政委員会には教育委員会を初め選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員等々があるわけでございまして。この行政委員会につきましては、附属機関の場合と同様、審査請求の審理及び判断については、既にすぐれた識見を有する委員等で構成されております合議体であるということより、これら不服審査があっても、公正かつ慎重にとり行い判断される制度的な担保がなされておるということから、先ほど申しました、処分に関係のない審理員を置いての審理はなされず、審理員の適用除外ということで、直接、審査庁すなわち行政委員会、仮に教育委員会であれば教育委員会が審理員と同様の審理手続を行って処理をするということでございまして。審理員適用除外という形での処理の仕方でございます。

それと、その下の議会の場合でございます。議会につきましては、議会による処分については、これは審理員の適用除外とはならないために、議会に所属する職員のうちから審理員を指名するという形で審査手続を行わせていただきます。ただし、議決事項については、行政不服審査法第7条によりまして、議会の議決によってされる処分は適用しないということで、不服審査法の中で適用除外となっておるということでございまして。したがって、議会の中での処分に対する不服申し立てというのは、ごくごく考えられることが少ない状況になろうかと思われまして。

続いて、その3でございまして。こちらにつきましては、冒頭に申しました、情報公開及び個人情報保護審査会に係ります審査請求でございまして。先ほどの行政委員会と同じく、既にこの組織におきましても、すぐれた識見を有する委員等で構成されておる附属機関でござい

まして、審査請求に対する公正かつ慎重に判断される手続については、既に制度上なされておることから、審理員の適用除外ということで、これまでと同様、審理員は置かない中で、情報公開及び個人情報保護審査会の方で市長に対して諮問を受けて答申を行うという形での裁決の流れになるわけでございます。

以上、行政不服審査法の改正に伴いまして、新たに附属機関として行政不服審査会を設置することに伴う条例制定については、議第2号でお願いをいたし、また、議第3号につきましては、その制度が動くことによりまして、関係する条例の所要な事項の整理を行うということでの議第3号の条例の一部改正をお願いいたすということでございます。各条例の条文につきましての説明は担当課より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** 安川総務財政課長。

**安川総務財政課長** おはようございます。総務財政課長の安川でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、私の方からは議第2号、葛城市行政不服審査会条例についてご説明を申し上げます。議案6ページの方をごらんいただきたいと思います。先ほど部長の方が概要説明いたしましたので、私の方はこの条文に沿いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1条につきましては、行政不服審査法の規定に基づく葛城市行政不服審査会の趣旨を定め、本条におきまして、第三者機関の名称を葛城市行政不服審査会と定義いたすものでございます。

次に、第2条は、所掌事務についてでございます。国の行政不服審査会に係る審査手続の規定が、市の行政不服審査会におきましても準用されることを意味しております。

次に、第3条でございます。情報公開条例の規定と同じく、委員5人以内をもって組織すると規定をいたすものでございます。

第4条は、識見を有する者から市長が委嘱する。また、任期は2年で、再任は妨げないと規定するものでございます。

第5条は会長についての規定でございます。第5条では、審査会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。第2項におきまして、会長は審査会を代表し、会務を総理する。第3項では、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理すると規定するものでございます。

第6条は、会議についての規定でございます。第1項におきまして、委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。第2項におきまして、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。第3項におきまして、会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによると規定するものでございます。

次に、第7条でございますが、諮問を受けた事件が自己の直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができないと除籍について定めた内容でございます。

第8条は、調査審議手続を非公開とすると規定するものでございます。ただし、答申に関しましては、行政不服審査法第79条に基づきまして、その内容を公表いたすものでござい

す。

次に、第9条でございます。ここでは、行政不服審査法施行令第21条と同様に、併合については、証拠が共通している数個の審査請求がされている場合などは、その審理手続を一括して行うことにより審理の促進を図ることができる旨を書いております。また、分離については、併合して審理手続を行った数個の審査請求のうち、必要な審理を終えたと認めるときは他の審査請求について審理を終えることを待つまでもなく、当該部分について審理手続を終結し、速やかに裁決を行うことができるよう規定いたしましたものでございます。また、第2項では、併合または分離をしたときは、審査請求人や審査庁に対し通知をする旨を規定いたすものでございます。

第10条では委員の任期満了後の初回については、特例といたしまして、市長が招集する旨を規定したものでございます。

第11条では、委員の守秘義務を規定するものでございます。

第12条では、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定めると規定し、本条を受けて運営要領を別途制定いたすものでございます。

続きまして、附則第1項につきましては、本条例の施行日を平成28年4月1日からと規定いたすものでございます。附則第2項につきましては、条例施行後、最初の審査会の会議に係る招集の特例といたしまして、市長が招集する旨を規定いたすものでございます。附則第3項につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会の委員の任期の終期に合致するように規定させていただいたものでございます。最後の附則第4項でございますが、葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、行政不服審査会の委員の報酬、日額1万2,000円を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。

**朝岡委員長** ただいま説明をいただきました本案に対して質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 葛城市行政不服審査会条例、これについての実際的な運用というのはどういうイメージを持たれてるのかというのをまずお聞きしたいと思います。例えば、市民の方が何らかの行政に対して不満がある、不服があるということで、それで、今までであれば原課へ行かれるわけですね。それが、これからは、今、説明があったように、直接審査会の方に行くのかどうか。今、この条例を制定するに当たって、これからそういうことが起こったときの対処の仕方というのはどういうイメージを持たれているのか。手順を踏もうというイメージを持っているのか。

**朝岡委員長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。

今回の行政不服審査法の改正におきましては、市民が受けられた処分に対しての不服審査の請求でございます。もちろん、市としてまず受け付けを行うわけでございます。処分を行ったところから審査請求が仮に出された場合なんですけども、まず、この制度の流れにつき

ましては、広報等で市民皆さんにお知らせをいたすわけでございます。これに伴って、担当のどここの課でこういう処分を受けて、これに対して自分は仮に、課税、非課税の中で云々のことであれば、自分はこういう状況なのに、何で今回の制度に該当しないのかとか、生活保護を申請し、自分はこういう状況なのに、何でこういうことで認定は受けられないのかとか、こういうことになったら受け付けといたしまして、総務財政課の方でそれに対する審査請求の受け付けをさせていただきます。総務財政課は直ちにその受け付けが適法性があるのかどうか、また、審査請求に当たって不備がある場合は、補正命令を出しながらその方に対してきちっとした審査請求書を受けさせていただきます。それとともに、処分を行った処分庁にもこういう内容で審査請求が出ておると、こういう形で連絡をとらせていただきます。それとあわせて、先ほど申しました図示の1番で……。

(「それ以降は結構です。わかりますから」の声あり)

**山本総務部長** そういう流れでございます。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 気になったのは、例えば、今、不服を申し立てるときには、直接審査庁に行くかどうかなんです。というのが、例えば何らかの、今、言っている処分が出ますよね。それでこの処分、ちょっとおかしいんじゃないかと思ったときに、僕のイメージとしては、やはりもう一度原課へ行くべきやないかと。原課へ行って、ある程度の話をもう一度して、それから、それでも納得できませんという過程をとって、審査庁に行くべきやないかという気がするんですよ。それで、今の話やと、例えばそういうふうな不服があったときに、原課に行ったら、いや、もうこういう結論になっているので、それで不満だったら審査庁に行ってくださいよと、書類を出してくださいよという具合に持っていくのかという話を確認したかったんですよ。こういう最終的な制度とかやり方というのは、僕はこれでいいんやろうと思うんです。せやけど、そこへ行くまでの対応の仕方というのは、どういうふうなイメージを抱かれているのかということを確認したかったんですよ。せやから、原課へ行ったら、いやもうこれはうちは結論が出たやつですので、そのまま出してくださいよという具合に言うのか、それとも原課の方でもう一度話を聞いて、それで、これはこうですねというある一定の話し合いとか、そういうふうなものを経て、それで納得できないとなったら審査庁へ行くのかという、その辺を確認したかったんです。

**朝岡委員長** 山本総務部長。

**山本総務部長** ただいまのご質問の中でございます。裁判の前置主義的な形の処理と同じく、できるだけ原課の中で、処分に当たっては親切にわかりやすくご理解いただいた中で処理を行うというふうに努めさせていただくとともに、今おっしゃったような、まずは原課の中で理解、説明をきちっと受けていただいた中で進めさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** そういう考え方だったら、それで結構やと思います。やっぱり、こんな制度があるから、

それでも現場の職員さんが、いやもうこちらへ行きなさいという具合の対応の仕方やなくて、まず原課でできるだけその趣旨に、行政としては納得できない話があればそれは仕方ないんやけども、ある一定の話し合いがあって、そういう雰囲気の中で決裂した場合にそういう最終手段というか、こういうところへ、ステージへ入っていくんやというその認識があったら、僕はそれでいいと思うんです。そういう具合に対応していただけたらなと思ってましたので、ちょっと確認だけさせていただきました。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結します。

これより、議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第2号については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

それでは本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務財政課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川でございます。それでは、議第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

この条例につきましては、平成26年の行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する法律、これらの施行とあわせまして、関係する10条例について所要の改正を行うものでございます。条文上、非常に長い内容になりますので、要所の説明と一旦させていただきたいと思っております。

まず、議案の9ページをごらんいただきたいと思います。それとあわせて、新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の関係でございます。葛城市情報公開条例の一部改正でございます。今回、行政不服審査法第9条第1項のただし書きの規定により、情報公開に係る審査請求について審理員の指名を不要とし、審査請求に係る審査請求人及び参加人等が諮問した旨を通知することを定めるところに、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の規定が改正されたことにより、情報公開・個人情報保護審査会設置法の規定に従い、葛城市情報公開及び個人情報保護審査会の調査審議手続を定める内容のものでございます。

次に、第2条、葛城市個人情報保護条例の一部改正でございます。情報公開条例と同じく、

行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、個人情報保護に係る審査請求について審理員の指名を不要とするとともに、審査請求に係る審査請求人及び参加人等に諮問した旨を通知することを定める内容のものでございます。

次、13ページをごらんいただきたいと思います。第3条でございます。葛城市行政手続条例の一部改正についてでございます。異議の申し立てを再調査の請求に改める内容のものでございます。

次に第4条でございます。葛城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、不服申し立てを審査請求に改める内容でございます。

次に、第5条、葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますが、引用規定を改めるとともに規定の整理を行うものでございます。

次に、14ページ、第6条、葛城市実費弁償条例の一部改正でございますが、公職選挙法による選挙管理委員会及び地方公務員法による公平委員会、行政不服審査法による審理員及び行政不服審査会、情報公開条例による情報公開及び個人情報保護審査会の規定により、出頭した者の実費弁償を新たに定めるものでございます。

次に、第7条、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、引用規定を改めるものでございます。

次に、第8条、葛城市税条例の一部改正でございますが、不服申し立てを審査請求に改める内容でございます。

次に、第9条、葛城市手数料条例の一部改正でございますが、行政不服審査法第38条及び第78条の規定により、交付に係る手数料を改めるとともに、図書館等の写しの交付手数料の規定についても同様に改正する内容でございます。

次に、第10条、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございますが、異議の申し立てを審査請求に改める内容でございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日からとし、経過措置及び葛城市固定資産評価審査委員会条例に係る適用区分を規定する内容となっております。

以上が今回の整備条例の内容でございます。どうかよろしく願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

では次に、議第4号、葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程されております議第4号、葛城市個人番号カードの利用に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域住民の利便性の向上のために、番号カードのICチップの空き領域を利用するためには、法令により条例で定めることが必要なため、これを定めるものでございます。

本条例の内容でございますが、第1条では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条によることを、第2条では、そのサービスは葛城市立図書館資料の貸し出しに関する事務であること、第3条では、その個人情報保護に関して適切な管理をしなければならないと定め、第4条では、施行に関し必要な事項は市長が別に定める規定となっているところでございます。なお、この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

簡単でございますが、説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結します。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** それでは、ただいま上程されております議第5号、葛城市職員の退職管理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、本市の職員であった者で、

離職後に再就職した者による依頼等の規制に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を確保し、もって公務の公正性、市民の信頼を確保することを目的としているところがございます。

本条例の内容でございますが、第1条では、地方公務員法の改正により規定すること。第2条では改正後の法第38条の2第8項の規定により、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国家公務員の部長、課長相当職についていたものに対し、その職務に関し、離職後2年間現役職員への働きかけを禁止することの規定を定めるものでございます。

第3条では、改正後の法第38条の6第2項の規定によりまして、再就職した元職員に対し、離職後2年間は再就職条項の届け出を義務づけることの規定を定めるものでございます。なお、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第6号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。

それでは、ただいま上程されております議第6号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。

平成26年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日に施行することに伴いまして、関係条例の整理を行うものでございます。法律により、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるとともに、再就職者による依頼等の規制導入等による職員の退職管理の適正を確保する

ための措置が講じられました。人事管理の徹底といたしまして、まず、採用、昇任、降任、転任の定義が明確化され、職員の任用は職員の人事評価、その他の能力の実証に基づき行うものとされました。

次に、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度が導入され、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とされました。

また、分限事由の1つとして、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らしまして、勤務実績がよくない場合と明確化されました。

職員の適正管理の適正確保といたしまして、まず、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関し、現職職員への働きかけが禁止されました。

次に、地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講じるものとされました。また、条例によりまして、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるものとされました。これらを受けまして、職員の退職管理に関する条例を制定することについて、さきに提案しているところでございます。

主な制定内容といたしましては、まず第1条、葛城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について。人事評価の導入に伴いまして、勤務成績の評定という文言を削ります。また、公表する内容としまして、人事評価の状況及び退職管理の状況を追加するものでございます。

次に、第2条、葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正につきまして、法律により分限事由の1つとして、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らしまして、勤務実績がよくない場合が追加されたことに伴いまして、条例で定めております同様の規定を削り、勤務成績の評定という文言を人事評価に改めるものです。

次に、第3条、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましてでございます。職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めると規定している地方公務員法第24条第6項が、同第5項に繰り上げられたことに伴うものです。

次に、第4条、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、第3条と同様に法第24条第6項が同第5項に繰り上げられたことに伴うものです。

次に、第5条、葛城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、第3条及び第4条と同様に、法第24条第6項が同第5項に繰り上げられたことに伴うものです。

最後に第6条、葛城市職員の旅費に関する条例の一部改正について、第3条から第5条までと同様に、法第24条第6項が同第5項に繰り上げられたことに伴うものと文言整理でございます。なお、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明といたします。よろしくお願ひいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおりに可決することに決定をいたしました。

次に、議第7号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。

それでは、ただいま上程されております議第7号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。

平成27年9月4日に農業組合法等の一部を改正する等の法律が公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

主な制定内容といたしましては、第1条、葛城市職員定数条例の一部改正について、農業委員会等に関する法律第20条第2項が第26条第2項に繰り下げられることに伴うものでございます。

第2条、葛城市実費弁償条例の一部改正について、農業委員会等に関する法律第29条第1項が第35条第1項に繰り下げられることに伴うものです。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行とするものでございます。

簡単でございますが、説明といたします。よろしくお願いたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。次の議第9号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて及び議第10号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、以上2議案については一括議題、一括質疑として、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、議第9号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて及び議第10号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、この2議案について一括議題といたします。

本2議案の内容について、提案者の内容説明を求めたいと思います。

米井企画部長。

**米井企画部長** それでは、ただいま上程されております議第9号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

平成27年度人事院勧告におきまして、一般職の特別給について、民間事業所における好調な支給状況を反映いたしまして、民間が公務を上回っていたことから、0.1月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年1月26日に公布されたことに準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、改正条例第1条におきまして、平成27年12月に支給いたしました期末手当の支給月分を0.05月分引き上げ、現行の1.625月分から1.675月分に改正するものでございます。

改正条例第2条におきまして、平成28年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月分に分けまして、6月期は1.475月から1.5月に、12月期は第1条で引き上げたその後の1.675月から1.65月に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成28年4月1日施行とするものです。

附則第2項では、平成27年12月期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を平成27年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と平成27年12月10日に支給した期末手当の差額を支給する規定を設けるものです。

以上で説明といたします。

議第10号につきましても同様でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本2議案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
まず、第9号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第9号議案を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することと決定いたしました。  
次に、議第10号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第10号議案を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第11号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。

それでは、ただいま上程されております議第11号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてでございます。

改正理由につきましては、平成27年の人事院勧告及びそれを受けて平成28年1月26日に公布されました、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を行うものです。平成27年の人事院勧告では、国家公務員と民間給与との比較において、月例給は民間企業が0.36%上回り、特別給は民間の支給割合が公務を0.11月上回ったことから、月例給については0.4%の増額改定、特別給については0.1月分の引き上げが勧告されました。しかし、大半の職員が平成27年4月に行われました給与制度の総合的見直しにおける給料表

水準の引き下げに伴う経過措置額を受けており、給料表の改定を行っても、多くの職員に実際に支給される額は増加しないため、平成28年度以降に予定していました地域手当の支給割合の引き上げの一部を平成27年4月に遡及して実施することとされ、平成28年4月1日からは条例に定める支給割合とされました。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。左が旧、右が改正分でございます。改正条例第1条におきまして、まず本則16条の第2項の改正でございます。平成27年12月に支給いたしました勤勉手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.1月分引き上げ0.85月分とし、再任用職員は0.05月分引き上げ0.4月分とするものです。

次に、別表第1の改正でございます。官民較差を埋めるために、給料表を平均0.4%増額改定を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表8ページをごらんください。改正条例第2条におきまして、本則第16条第2項の改正でございます。平成28年度以降に支給する勤勉手当について、第1条で引き上げた0.1月分を6月期と12月期それぞれ0.05月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.8月分とするものでございます。再任用職員は、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期それぞれ0.025月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.375月分とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の10ページをごらんください。改正条例第3条におきまして、平成26年に施行いたしました葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の改正でございます。平成30年3月31日まで段階的に引き上げるとされていた地域手当の支給割合について、平成28年4月1日から条例に定める支給割合とするものでございます。

改正条例附則におきまして、まず、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成28年4月1日から施行とするものです。附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の改正規定につきましては平成27年4月1日から、勤勉手当の改正規定は平成27年12月1日から適用とするものでございます。附則第3項におきまして、さかのぼって引き上げます給与と既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上で説明といたします。よろしくお願ひいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案について採決をいたします。  
本案を原案のとおりに可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおりに可決することに決定をいたしました。

次に、議第17号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案に対する提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいま上程されております議第17号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本条例に引用されております、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が平成27年6月24日に改正され、平成28年6月23日施行されることに伴いまして、規制範囲の見直しによる一部改正が行われ、号ずれとなることによりまして、本条例第2条第3項におきまして、パチンコ店が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の条文を引用し定義されていることから、根拠法令の改正に合わせて本条例の引用部分の一部を改正するものでございます。この条例につきましては、平成28年6月23日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第18号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になっております議第18号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、労働者災害補償保険法施行令等の改正が本年1月、また、この改正を受けまして、非常勤消防団員等に係ります損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年2月に公布されたことによりまして、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合におけます傷病補償年金、休業補償の額に乗じる調整率の見直しが行われたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。なお、消防団員等の公務災害補償制度におけます調整率につきましては、労働者災害補償保険法施行令等に規定されておる調整率と同じ率を用いることになっておる、これに伴う改正でございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。1ページでございます。附則の第5条第2項に係る表中でございます。同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合におけます傷病補償年金の額に乗じる調整率の改正でございます。特殊公務災害に該当しない場合の調整率、現行0.86、これを0.88に。また、続く2ページの中段でございます。特殊公務災害に該当する場合の調整率でございます。第1級、第2級以外の傷病等級に該当する障がいに係ります傷病補償年金にあつては、現行0.91を0.92に、また、第1級の傷病等級に該当する場合にあつては、現行の0.90を0.91に、また、第2級の傷病等級に該当する場合にあつては、現行の0.90を0.92にそれぞれ改正するものでございます。

ページをめくりまして、4ページでございます。第5項の表中でございます。同一の理由により、同じく厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給されます場合におけます休業補償の額に乗ずる調整率の改正でございます。現行の0.86を0.88に改正いたすものでございます。

最後に5ページ、本条例改正に伴います附則でございます。附則第1で施行期日を、また、附則の第2で経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をとります。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時50分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第19号、財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま上程されております議第19号、財産の取得について（葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年秋にオープン予定の道の駅かつらぎの地域振興棟内の必要な厨房機器一式を取得しようとするものでございます。取得する財産につきましては、厨房機器一式及び附属機器。取得の方法は指名競争入札。取得予定金額は8,856万円。取得相手方につきましては、奈良県橿原市北八木町1丁目6番13号、ホシザキ京阪株式会社橿原営業所所長松野亮太となっております。

入札につきましては、平成28年2月18日に5社により指名競争入札を実施させていただきまして、5社が応札を行い、ホシザキ京阪株式会社橿原営業所が落札したものであります。物品売買仮契約書の売買代金につきましては8,856万円でございます。平成28年2月18日に仮契約を行ったものであります。

それでは、お手元に配付しております物品売買仮契約書の内容につきましては、農林課池原課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** 池原農林課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただいております物品売買仮契約書についてご説明の方をさせていただきますと思います。

発注者は葛城市で、受注者はホシザキ京阪株式会社橿原営業所でございます。

第2条で契約の要領でございますが、契約名称は葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟厨房機器購入であります。品名については厨房機器一式及び附属機器となっております。売買代金は8,856万円であり、納入期限は平成28年3月31日となっております。納入場所は葛城市太田地内葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟内となっております。契約保証金は免除でございます。

第3条におきまして、契約義務の譲渡を記載しており、受注者はこの契約に生ずる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならないという内容でございます。

第4条は納入の通知であり、受注者は物品を納入したときは、その旨を発注者に通知する

という内容でございます。

その他につきましては、第6条が検査及び引き渡しであり、第9条では瑕疵担保、第10条では履行遅延の場合における損害金等、第11条では談合等不正行為があった場合の違約金等と記載させていただいている契約内容でございます。

第16条では、本契約の確定について記載しており、この契約は葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する契約に該当する場合は、この契約書を仮契約書とし、市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により本契約を締結したものとすとなっております。

契約年月日は平成28年2月18日であり、受注契約者は奈良県橿原市北八木町1丁目6番13号ホシザキ京阪株式会社橿原営業所所長松野亮太となっております。

それでは、購入予定の厨房機器については、農産物加工と農家カフェ惣菜関係に必要な厨房機器であります。総計228品目、品数としまして277品となっております。主な機器といたしまして、農家カフェ関係におきましては、冷蔵庫、冷凍庫、食器洗浄機、冷凍ショーケース、ジェラートのディスプレイとしてのディッピングケース、加熱調理器でありますスチームコンベクションオーブン等でございます。アイスジェラート等におきましては、冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫、アイスジェラートの製造機でありますバッチフリーザー、また、アイスジェラートの原料殺菌機でありますパステライザー、アイスジェラートの急速冷却及び冷凍機でありますプラストスチーム&ショックフリーザー、また、アイスジェラートのテイクアウト用カップの充填機であります卓上充填機、また、充填したカップの封を目的といたしましたスーパーシーラー、また、業務ミキサーでありますフードブレンダー等でございます。このような機器をいたしまして、道の駅かつらぎで地元産の食材を主にして、他の道の駅ではない、葛城市オリジナルな商品開発を行っていくものであり、また、消費者の皆様へ安全・安心はもちろんのこと、厳格なる品質の管理のもと、惣菜やジェラート等を食していただくためにも、これらの機器の効率、効果性を十分に発揮できると考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今の物品購入について説明をいただきました。部長にお尋ねをするわけですが、今、池原課長の方から物品説明を受けましたが、ちょっと控えることができませんので、私が思いますのに、ほとんど別注やなしに既製品ではないかな。別注であっても、そのぐらい日にちのかかるもんじゃないのかなというふうに私は思っております。そこで、今、まずその予算、備品購入費、現行予算が1億20万6,000円の予算計上されております。ここに上がってきているのが8,856万円。もう一つ契約をされていると思うんですが、まず2つに割っている理由、なぜ物品を2つに割ったのかということと、この契約書を見せていただいたら、3月31日が納品期日になっている。今から見て、発注をして3月31日に、今、池原課長が説明した物品が入るんか。初めから入らないのがわかって契約している。なぜこういうことに

なるのか。そういうことをまず部長の口からお聞きをしたい。

**朝岡委員長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの岡本委員の質問にお答えいたします。先にプレハブ冷蔵庫の方なんですけども、平成28年1月25日に入札を行っておりまして、この分につきましては、地域振興棟内の工事に当たりまして、工事とともにプレハブ冷蔵庫を納入しなければいけないということになっておりましたので、先にこのプレハブ冷蔵庫2台の分を発注してございまして、契約を行っております。

続きまして、2つに契約を分けたということなんですけども、今申しましたように、先にこのプレハブ冷蔵庫につきましては、建築に伴う工事の中でやっていかなければならないために、先に発注をしたわけございまして、意図的に分けたような形ではないわけございまして。それと、今回の議案に上がっております物品の購入でございまして、納入の期日につきましては、平成28年3月31日になっておりますが、中身のいろいろな厨房機器の選定に伴いまして、会社ともいろいろ協議を行っておりまして、なかなかその内容が決まらなかったということになりまして、発注が少しおくれたためにこういうことになりまして、今回、繰越しということをお願いしてございまして、繰越しを承認いただいた後、納期の変更契約をしようと考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** まず2つに割ったというのは、冷蔵庫が急ぐということやねんけども、それはもう現場に据わっておるわけかいな。1月に契約した冷蔵庫が現場にもう据わっておるのかどうかということやねん。これをまず教えてもらいたいのと、今、私が言ってるのは、何を言うかといったら、今まで繰越しありきでやってきています。今まで私はこの納期については指摘もしなかった。しかし、これを指摘しないと、今のこの物品のように、契約で3月31日に納入してくださいと決めておきながら、納期を入れてないと。これは議決をとったら、納期を入れたら変更契約を必ずとらなあかん。地方自治法で決まるとるがな。それをあえて入れてないということは、繰越しありき、そういうことでやってることは目に見えてるわけや。この地方自治法の第208条で何をうたってるねん。これを見たら、会計年度に独立の原則とうたってるわけや。ここに総務省から来てもらってる企画監もいるけど、地方自治法というのはいいかげんなことかいな、と私は言いたい。繰越ししたらあかんとは書いてないが。この中で、契約の条項の中で何を書いてあるねん。地方自治法施行令第121条の2、3つしか載せなくてもいいとは書いてない。最低3つは載せなさい。目的、金額、契約の相手方、最低こんだけ載せんと議会の審議はできませんよとなってるわけや。契約は3月31日にしているわけや。なぜここに納期を入れへんのか。入れたらこの契約は無効になるがな。今、通してもろうたかって、年度がかわったらこの契約は無効と違いますのか。地方自治法はそうなるとるやん。必ず変更契約は議決をとらへんかったら無効となってるやん。こんな出し方をされて、議員として知ってるのか知らんのか別や。こんな、議員はなめられてるのやないか。私はそう思いますよ。

部長の今言われた答弁で、みんな、そうですか、この議案を出されて、議案はこれで結構ですよ、と言えますのか、これ。こんなミスミスですやないか。もう既にこの補正予算のところに繰越しが入ってるのと違いますのか。今、地域振興事業に10億992万7,000円ですか、繰越し。この繰越し予算に1億円分入ってるのか。今、議案を出してきて、同じ3月に繰越しする。本当にこんな出し方で正しいのか。これは市長に聞かなあかんのか知らんけど、余りにも私は議会軽視が甚だしい。これでどないして議論しますねん。3月31日が納期になってますねんで、契約書。こんな繰越しするのは当たり前や。そうしか解釈できないのと違いますのか。そこらは部長、どうですな。もう一遍きちっと説明してもらいたい。今言ったように、先の冷蔵庫が現場に入ってるか入ってないのか、それも一緒に答えてもらいたい。

**朝岡委員長** 生野副市長。

**生野副市長** 先ほど下村部長が説明申しあげましたプレハブ冷蔵庫につきましては、地域振興棟の躯体とあわせて納品するわけでございますが、これにつきましては、今現在、工場生産を行っておりますので、現地には据わっておらないわけでございます。

そして、今、財産取得の議第19号で議決をお願いしている分につきましては、確かに、岡本委員がご指摘のように、納入の期限は入っておりません。この中で今回、最低3つの要件の中で契約議決を求めておるわけでございまして、そして、この今の仮契約書につきましては、当然、議決をいただきまして本契約に変わるわけでございます。その中で、納期の変更がございしますので、納入期限の変更契約をさせていただくということでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、副市長から内容を理解して答弁してもらったと思います。今言われたように、1月に発注したもの、躯体工事、一緒にせなあかんと発注したわけや。それがまだ現場に入っていない。きょうは3月11日や。議会最終は3月25日や。この契約議決が通るとしたら、3月25日や。何で繰越しせなあかんねん。減額をして次年度で予算措置すべきと違うのか。余りにも、今ずっとやってきて、私も偉そうに言うのやないけど、繰越しありき、毎年毎年繰越しありき。これは竣工日、納期を記載せんかったんはいつからやねん。山下市長が2期目になってからやん。1期目のときは入ってたはずや。何でこの竣工日を入れるんか。やっぱり議会で審議してもらって、納期もいつやわかりもせんのに審議できない。もっと理事者と議会が信頼があって、竣工日を入れて変更をするときには議会にかけていく。これが基本と違うのではないか。こんな今みたいなことをされたら、契約日を31日を出してきて、それでここの工期を抜いて、議決をもらったら変更はいつでもできる。議会にやかましく言われなくてすむ。議決をもらってあるので、変更契約の議決なんか必要なくなる。地域振興棟もそうやろう。調整池もそうやんか。皆、竣工日抜いてある。予算さえ繰り越したらそれでいいねん。竣工日の変更契約をしても、何にも議会の議決が必要なくなる。こんなことされて、私だけが怒ってるのか知らんで。あんまりやと私は思うで。市長、これはどうですの。それは今、副市長は、3つの項目を守ってますと言われるが。守ってないとは私は言っていない。条文まで言ってるやん。これだけしか書いてないで。しかし、もっと議会に親切に、理事者側として

議論してもらおうと思ったら、竣工日をきちっと入れて提案するのが道と違うんか。こんなことされたら、私かて真面目に議論してるつもりや。市長、どうです。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 契約につきましては、うちの担当者また副市長が申し上げましたとおり、適切にさせていただいておるといふふうに思っております。ただ、竣工日等につきましては、今、いろいろと鋭意努力しておるといふところでごさいます、また、都度、議会の皆さん方にご報告を申し上げながら、議会を軽視しておるといふつもりはもとよりございませぬので、しっかりご報告させていただきながら、進めさせていただくと思っております。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長は議会軽視してないということやけども、今、私が言っているように、本当に竣工日を入れないで今のように31日に契約が切れますねんということを出されて、本当に市長が今言われたように、今、検討してますねん。次から必ず竣工日を入れてもらう約束ができますか。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** いろいろと努力をしてまいりたいと思っております。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長がおっしゃるのはわかる。努力してもらうのはありがたいか知らんけど、努力はしましたけど、また次も入れませぬねんと言われたら、同じことを何遍も言わなあかんわけや。だから、あんまり私も市長に偉そうに言われへんさかいあれやけども、努力してもらうということやから、それ以上は突かれへんから、ひとつお願いをしておきますということと言わなあかんと、もう1点聞きたいのは、なぜ平成27年度の予算を減額して、平成28年度の予算でできないのかということをもう一遍、市長の方から理由をお聞きしたい。

**朝岡委員長** 生野副市長。

**生野副市長** 確かに、委員がご指摘のように繰越しをさせていただくわけでごさいます。ただ、その中で、今、委員がおっしゃっているように、今3月議会でこの8,856万円部分を減額いたしまして、新年度当初予算に組んで、議会の議決を得よということをおっしゃっていると思うわけでごさいます。その中で、当然、発注自身についてもこんな時期になったわけでごさいます、平成28年秋にオープンを目指しておりますので、本来ですと6月議会で契約議決ということになろうかと思いますが、そうなりますと、目指しておりますオープンに間に合わないというのが一番大きな原因でごさいますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長と言ひ合いをするつもりはないけども、次の議会は6月やんか。秋といたかて、10月も秋なら11月も秋やと思うけども、新年度で発注したって十分いける。工期的に間に合うわけやん。まして、臨時会も開けるわけや、4月に新年度が始まって、4月に臨時会を開こうが5月に臨時会を開こうが、そうしていったらいいと私は思うわけや。しつこく言うけども、あんまり繰越しというのは軽々しく考え過ぎてる。それを私は言いたいわけや。それは国の制度もいかんやろう。だけど、補助事業というのなら、私もこんだけしつこく言いま

せんわ。これは全くの単独やん。国も県も何の補助もないわけやん。そんな事業をあえて繰越し。私はどうもこれが解せん。もうこれで7、8年、繰越しみたいな、もうマンネリになってるわけや。勝手にしゃべっておけの状態やん。私らが反対しても、議会は通るねん。予算が余ったら繰越したらいいねん。そうとしかとられへん。私はそう思うんやけども、そうではないということは言ってもらいたい。

**朝岡委員長** 生野副市長。

**生野副市長** 今、繰越しありきの予算というご指摘を受けているわけでございます。決して、現年処理というのが第一前提でございます。繰越しが続いておるわけでございますが、今後、鋭意努力いたしまして、繰越しを少なくさせていただきたい、努力させていただきたいと思しますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 私もいろいろ質問させていただきました。私はこういう質問をして賛成というわけにいかないので、反対という形で討論させてもらいたいと思います。

まず、先ほど言いましたように、納入期限が3月31日という契約をしてある。こういうのを出されてきたということについては、私はおかしいと思ってるし、先ほど言いましたように、いわゆる地方自治法第208条、会計年度独立の原則がはっきりとうたわれてるわけやから、きちっとすべきというふうに私は考えておるわけでございまして、そういうようなことから、私は当然、賛成できるものではないということで討論を終わりたいと思います。

**朝岡委員長** ほかに討論はありませんか。

川村副委員長。

**川村副委員長** 議第19号、財産の取得につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この財産の取得は、本年秋にオープンします葛城市道の駅かつらぎ地域振興棟内の飲食販売施設に必要な厨房機器一式を取得しようとするものでございます。そのため、これらの備品購入につきましては、作業効率を上げる最新機器を導入するために、あらゆる角度から検討され、効率的に調達するための仕様書の作成、そして、その業者選定には大変ご苦労されたことと思います。今回の契約の手続につきましては、納入期限が3月31日までとなっておりますが、議決後には本契約を締結し、繰越明許費の手続を行い、納入期限を変更するという、本会議において答弁されています。

普通地方公共団体の予算につきましては、地方自治法第208条第2項の規定により、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとなっております。会計年度及びその独立の原則が採用されるわけでございますが、会計年度及びその独立の原則には、一定の条件のもとで例外が認められています。具体的には、地方自治法第213

条の規定による繰越明許費があります。会計年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して支出することができるとなっております。今回の財産取得については、まさしくこの例外に当たるものであると認められておるものであり、今後においては、これらの厨房機器を用いて、より高度な品質管理を行って、安全・安心な商品の提供をしていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論いたします。

**朝岡委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**朝岡委員長** 起立多数であります。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会に関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第20号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成27年度の葛城市一般会計補正予算(第6号)でございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809万1,000円を減額いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ169億2,126万4,000円といたすものでございます。また、第2条では継続費の補正を、続く第3条では繰越明許費、第4条に至りましては地方債の補正をそれぞれお願いいたすものでございます。なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分、各費目の人件費も含めてご説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。第2表の継続費補正についてでございます。4款衛生費、2項清掃費の地域循環型社会形成推進事業でございまして、補正前の継続費総額57億6,180万円を、補正後56億2,677万3,000円。また、年割額につきましても、記載のとおりそれぞれ減額変更をいたすものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第3表の繰越明許費についてでございます。記載の31事業につきましてお願いいたすものでございます。このうち、その性質上、年度内に支出を終わらないものとしていたしまして、まず、国の第1号補正に係ります地方創生加速化交付金事業で、総務管理費の「すむなら葛城市」移住促進プロモーション事業から葛城

アートフェア事業までの6事業を、また同じく、国の第1号補正予算に係る事業でございます。総務管理費の自治体情報システム強靱性向上事業、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業、社会福祉費の介護保険抜本改正対応業務、続く、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、児童福祉費の保育所等における業務効率化推進事業、子ども・子育て支援システム改修事業の6事業、また、国の残予算活用といたしまして、農業費の農地有効活用促進事業、農村地域防災減災事業の2事業、以上14事業につきましては、その性質上、年度内に支出を終わらないものでございます。残る総務管理費の、交通安全対策事業から幼稚園費の磐城小学校附属幼稚園改築工事設計業務までの17事業につきましては、年度内にその支出を終わらない見込みのある事業でございます。なお、本常任委員会所管となります事業につきましては、2款1項の総務管理費8事業のうち、母親雇用支援事業、葛城アートフェア事業を除きます6事業と5款の農林商工費の3事業、6款の土木費の7事業、合計16事業となっております。

ページかわりまして、10ページをお願いいたしたいと思っております。第4表の地方債補正についてでございます。補正の内容は追加と変更でございます。まず、表の上段、追加でございます。起債の目的は、地方公共団体情報セキュリティ強靱化対策事業でございます。起債の限度額が790万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の起債と同様でございます。

次に、下段の表、変更でございます。起債の目的、合併特例事業で、補正前の限度額9億7,750万円を、補正後14億3,230万円、次の社会資本整備総合交付金事業では、補正前の限度額4億5,680万円を、補正後1億4,400万円、また、小学校施設整備事業では、補正前の限度額9,640万円を、補正後7,670万円、幼稚園施設整備事業では、補正前の限度額9,670万円を、補正後8,600万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっておりますのでございます。

続きまして、事項別明細書の19ページをお願いいたしたいと思っております。歳出の事項別明細からご説明申し上げます。まず、第1款議会費でございます。補正額が48万4,000円の減額となっております。人事院勧告等に伴います人件費の追加と決算見通しがついたことによる旅費の減額でございます。なお、人事院勧告等に伴います人件費の補正につきましては、各費目全般にわたっておるわけございまして、一般会計全体では1,639万円の追加となっておりますのでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額5,565万1,000円の追加でございます。人事院勧告等に伴います人件費の追加と退職手当特別負担金の追加となっております。

ページかわりまして、20ページでございます。2目の文書広報費でございます。補正額20万円の追加となっており、印刷製本費の追加となっております。

次に、3目の会計管理費でございます。補正額が200万円の減額となっております。決算の見通しによる消耗品費の減額でございます。

次に4目の財産管理費でございます。補正額が188万円の減額となっております。これに

つきましては、契約差金による減額となっております。

続いて、5目の電子計算費でございます。補正額が74万6,000円の減額でございます。決算の見通しによる電算委託料と負担金の減額でございます。また、国の第1号補正に伴いまして、繰越しとなる自治体情報システム強靱性向上事業の委託料となっておりますのでございます。

次に、6目の地域情報化推進費でございます。補正額が236万2,000円の減額、次の7目の交通安全対策費、補正額100万円の減額につきましては、いずれも決算の見通しによる減額となっております。

続いて、8目の自治振興費でございます。補正額が1,690万4,000円の減額でございます。決算見通しや契約差金による減額と街灯等整備事業補助金の追加となっております。

続いて、13目の地方創生加速化交付金事業費でございます。国の第1号補正に係る事業費でございます。補正額が8,801万9,000円の追加でございます。このうち、本常任委員会の所管となります部分は、母親雇用支援事業委託料とアートフェア実行委員会助成金を除いた経費、合計いたしまして4,001万9,000円となっておりますのでございます。

次に、2項1目の税務総務費でございます。補正額は196万7,000円の追加でございます。人件費の追加でございます。

次に、3目の過年度支出金でございます。補正額が100万円の追加でございます。過誤納金還付金の追加となっております。

ページかわりまして、22ページでございます。3項1目の戸籍住民基本台帳費、補正額620万2,000円。このうち本常任委員会の所管となります部分は、2節の給料から4節の共済費、19節の退職手当負担金に係ります人件費の追加87万1,000円となっております。

次の4項1目の人権啓発費、補正額25万8,000円の追加につきましては、人件費の追加でございます。

続いて、5項3目の知事及び県議会議員選挙費、補正額340万9,000円の減額と次の4目の大和平野土地改良区総代選挙費、補正額13万3,000円の減額。

24ページに移りまして、6項2目の基幹統計費、補正額219万7,000円の減額。これらにつきましては、いずれも執行完了に伴う減額となっております。

続いて、3款の民生費でございます。1項1目社会福祉総務費の補正額98万1,000円の減額、このうち11節の需用費、13節の委託料を除く合計23万5,000円の追加と26ページ、6目いきいきセンター管理運営費の補正額6万2,000円の追加につきましては、いずれも人事院勧告に伴います人件費の追加でございます。

次に、11目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費でございます。補正額が1億2,529万4,000円の追加でございます。このうち本常任委員会の所管となります部分は、3節の職員手当の77万1,000円の追加でございます。国の第1号補正に伴い、繰越しとなります臨時福祉給付金事業に係る人件費でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費でございます。補正額が17万4,000円の減額でございます。このうち本常任委員会の所管となります2節給料から4節の共済費、19節の退職手当負担金

に係ります人件費につきましては、59万4,000円の減額となっております。

28ページに移りまして、3目保育所費での補正額2,071万7,000円の減額から、33ページの3目し尿処理費、補正額530万円の減額といったこれらの補正額のうち、本常任委員会の所管となります赤色で囲われました部分につきましては、いずれも人事院勧告等に伴います人件費の補正となっておりますところでございます。

続いて、5款農林商工費でございます。1項2目の農業総務費でございます。補正額が83万4,000円の追加でございます。人件費の追加となっております。

続く3目農業振興費での補正額3,760万6,000円の減額、事業執行年度の変更に伴う皆減でございます。

次に、6目農地費でございます。補正額が27万円の追加でございます。人件費の追加となっております。

34ページに移りまして、10目団体営土地改良事業費でございます。補正額1億3,977万1,000円の減額、人件費や国の残予算活用による繰越事業費の追加、補助事業としての位置づけがなくなったことによる皆減などによる減額となっておりますところでございます。

次に、2項1目の林業振興費でございます。補正額が29万円の追加でございます。奈良県産の木材を使ってつくられた積み木を乳児に配布するといった木育推進事業に係る補正でございます。

次に、3項1目商工振興費でございます。補正額26万6,000円の追加でございます。人件費の追加となっております。

次に、2目の観光費でございます。補正額が1,035万3,000円の減額でございます。人件費の追加と契約差金や決算の見通しのついたことによる減額となっております。

次に、3目の相撲館費、補正額11万円の追加と36ページに移りまして、6款土木費、1項1目の土木総務費、補正額89万9,000円の追加につきましては、いずれも人件費の追加でございます。

次に、2項2目の道路新設改良費でございます。補正額870万円の追加でございます。決算の見通しによる減額と工事請負費の追加となっております。

次に、3目の尺土駅前周辺整備事業費でございます。補正額が166万7,000円の減額でございます。人件費の追加と決算見通しによる工事請負費の減額となっております。

続いて、4目の国鉄・坊城線整備事業費でございます。補正額が95万円の減額でございます。人件費の追加と決算見通しによる補償金の減額でございます。

次に、5目の地域活性化事業費でございます。補正額が27万9,000円の追加。人件費の追加でございます。

7目の地域連携推進事業費、補正額が379万円の減額でございます。契約差金による減額でございます。

38ページに移りまして、4項1目都市計画総務費でございます。補正額が264万3,000円の減額でございます。人件費の追加と決算見通しによる委託料の減額でございます。

続く2目の公共下水道費でございます。補正額1,930万3,000円の追加でございます。下

水道事業特別会計への繰出金の追加でございます。

次に、3目の公園管理費でございます。補正額59万4,000円の減額でございます。決算の見通しによる減額でございます。

次に、4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額46万7,000円の減額でございます。人件費の追加と決算見通しによる役務費の減額でございます。

次に、5項1目の住宅管理費、補正額が136万7,000円の減額。契約差金による減額でございます。

次に、7款消防費についてでございます。1項4目災害対策費でございます。補正額が54万7,000円の減額。契約差金による減額でございます。

続いて、8款教育費、1項2目の事務局費、補正額1,919万9,000円の減額から44ページの6項2目の体育施設費、補正額43万9,000円の追加まで、これらの補正額のうち本常任委員会の所管となります赤色で囲まれた部分につきましては、いずれも人件費の補正となっております。

次に、10款交際費でございます。1項2目の利子、補正額が3,500万円の減額。決算の見通しによる減額となっております。

続いて、8目の土地開発基金費でございます。補正額が1,000円の追加でございます。決算見通しによる追加でございます。

続きまして、46ページ、補正予算給与費明細でございます。まず、特別職でございます。区分は長等で給与費、共済費合計で、補正前4,394万4,000円に対しまして、補正後4,447万1,000円で、52万7,000円の追加となっております。

次に、区分、議員でございます。補正前1億2,636万2,000円に対しまして、1億2,673万4,000円で37万円の追加となっております。

次に、区分がその他でございます。補正前798人に対しまして、補正後739人で、59人の減となっております。その他の給与費、共済費合計では、補正前2億3,053万3,000円に対しまして、補正後2億2,834万1,000円と219万2,000円の減額となっております。

次に、一般職についてでございます。給与費、共済費合計で、補正前20億5,944万5,000円に対しまして、補正後20億7,356万1,000円で、1,411万6,000円の追加となっております。

給与費明細につきましては以上でございます。

続いて、歳入に移らせていただきます。事項別明細書11ページをお願いいたします。まず、1款市税でございます。1項1目の個人につきましては7,200万円の追加、2目の法人につきましては4,000万円の追加でございます。

3項1目の軽自動車税につきましては、補正額400万円の減額。

4款1項1目の配当割交付金につきましては、補正額1,570万円の追加となっております。

5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金は、補正額1,630万円の追加。

8款1項1目の地方特例交付金につきましては、補正額45万1,000円の追加でございます。ページかわりまして、12ページ、9款1項1目の地方交付税でございます。補正額2,188

万6,000円。普通地方交付税の追加と特別交付税の減額でございます。

次に、11款1項1目の農林商工費分担金でございます。補正額477万5,000円の減額、土地改良事業分担金の減額でございます。

13ページでございます。13款国庫支出金でございます。2項1目の総務費国庫補助金につきましては、8,816万6,000円の追加。このうち、国の第1号補正予算活用に伴います地方創生加速化交付金が8,000万円。また、地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金として795万円のそれぞれの追加。また、基幹システム番号制度対応業務の補助金で496万5,000円。番号制度中間サーバー負担金補助で95万円の減額となっております。

ページかわりまして、14ページでございます。4目の農林商工費国庫補助金でございます。2,005万円の減額でございます。それぞれ起債の補助金の減額となっております。

続いて、6目の消防費国庫補助金につきましては、27万3,000円の減額となっております。

15ページに移っていただきまして、14款の県支出金、2項4目農林商工費県補助金でございます。補正額が8,858万5,000円の減額となっております。農業費、林業費、商工費、それぞれ起債事業に係ります補助金の減額となっております。

次に、6目の消防費県補助金でございます。補正額が10万円の追加でございます。広域消防通信システムの整備事業補助金の追加となっております。

16ページに移りまして、3項1目の総務費県委託金でございます。補正額が428万6,000円の追加となっております。税務費委託金の追加と選挙費委託金などの減額となっております。

次に、15款の財産収入でございます。1項2目の利子及び配当金でございます。補正額が1,000円の追加でございます。

続く16款寄附金でございます。1項1目の一般寄附金、補正額が740万5,000円の追加でございます。

17ページに移りまして、17款の繰入金でございます。1項1目の財政調整基金繰入金につきましては、補正額が6億207万6,000円の減額となっております。

続く18款1項1目の繰越金でございます。補正額3億4,587万9,000円でございます。前年度の繰越金の追加でございます。

次に、19款の諸収入でございます。3項4目の雑入でございます。補正額が1,374万2,000円の減額でございます。このうち本常任委員会所管分につきましては、農林畜産処理加工施設改修負担金1,880万2,000円の減額。また、大和平野土地改良区総代選挙委託金で13万3,000円の減額となっております。

次に、20款市債でございます。1項1目の総務債につきましては、補正額が4億6,270万円の追加。合併特例債と一般補助施設整備事業等事業債の追加でございます。

18ページに移っていただきまして、3目の土木債につきましては、補正額が3億1,280万円の減額でございます。合併特例債への組み替えによる地域活性化事業債の皆減を初め、事業進捗に伴うそれぞれの起債額の増減となっております。

最後に、5目の教育債でございます。補正額が3,040万円の減額でございます。小学校施設整備事業債と幼稚園施設整備事業債の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

朝岡委員長 それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時40分

再 開 午後 1時00分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、平成27年度葛城市一般会計補正予算の説明に対する質疑  
に入りたいと思います。

質疑はないでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 それではお聞きします。21ページの地方創生加速化交付金事業の中の、相撲観光創造事業  
委託料、この内訳をお聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本です。よろしくお願ひいたします。

相撲観光創造事業の委託料の内容につきましては、4つの事業を予定しております。まず、  
相撲観光広域連携事業といたしまして200万円、相撲館活性化事業としまして600万円、相撲  
館案内アプリ制作事業として378万円、海外観光プロモーション事業として200万円を予定し  
ております。

相撲観光の広域連携事業につきましては、今年行いました香芝市、桜井市との相撲サミッ  
トの継続事業としまして、引き続き相撲関連の事業を行いたいと考えております。

相撲館活性化事業につきましては、相撲館で毎月何らかのイベントを催し活性化を図り、  
インバウンドを含めた市内観光の誘客を図ることを目的としております。

相撲館案内アプリ制作事業につきましては、相撲館の案内をタブレット端末やスマートフ  
ォンを使って行うアプリの制作を行うものであります。端末の音声、文字等により案内を行  
い、外国語対応も行う予定をしております。

海外観光プロモーション事業につきましては、今年行いました県との連携の海外プロモー  
ション事業を引き続き行い、相撲をメインにPRを行っていきたいと考えておるものでござ  
います。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。この間、先日のサミットの後の葛城市モンゴル友好協会「未来の  
懸け橋」の方との懇親会で、市長の挨拶の中で、大阪場所で懸賞金を毎日出しますよとい  
う話があったんですけど、その費用はこの中には入っていないんですね。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 今度の懸賞金につきましては、観光協会からお願ひするものでございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 金額とそれから、今まで私はいろいろ相撲も見てますけども、自治体で懸賞金を出すって  
見たことがないんですが、それはいけるんですか。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 金額につきましては、一場所15日分全てをかけることになっておりまして、15日間で93万円ということになっております。自治体につきましては、昨年の末、相撲協会に申請をいたしましたときに、もう1自治体も申請がありまして、協会の方の会議に諮られ、日本相撲協会がオーケーを出しておるということです。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 相撲協会のオーケーは関係がなく、税金を使って自治体が出してるのを見たことがないので、それはいけるんですかということです。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 今回、出させていただくのは、観光協会の方から出させていただくということです。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 観光協会の財源というのは税金じゃなかったんですか。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 補助金と観光協会独自で協賛金を募っておるものと両方がございます。

朝岡委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 まず、自治振興費の中の街灯設置補助が350万円予算があるわけやけども、今、LEDに取りかえが非常に希望が多いということで、平成27年度の実績はどのぐらいあるのか。ちょっと聞くのに、申し込んでんけど費用がないんで、来年度に回してほしいというようなことが非常に多く聞かれるということで、どのぐらいの実績があるのか聞かせてもらいたいというふうに思います。

それから、補正予算の21ページ、地域創生の加速化交付金事業。相撲の方は吉村委員が聞かれたんですけども、負担金の葛城地域観光振興推進事業負担金1,000万円、それから、観光振興補助金200万円とあるわけですけども、これの内容、それから委託料の葛城市・御所市共同観光促進事業627万1,000円、それから葛城市PR映像、あるいは葛城市PR広報活動委託料とこうなっているわけやけど、この内容について教えてもらいたいというふうに思います。

それと交通安全、20ページに戻って悪いんですけども、交通安全委託料の減額ということになってるわけやけど、当初予算から見て、執行が全部されているのかお聞きしたいと思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員の街灯の新設並びに取りかえの方でございます。平成27年度ですが、新設LEDにつきましては38基、また、取りかえについては279基行いました。合計につきましては、349万5,500円となっております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

葛城地域観光振興推進事業につきましては、葛城市、御所市、大和高田市、香芝市、広陵町の5つの自治体で構成しております葛城地域観光協議会で、新たな観光戦略としまして映画の制作を行うものでございます。観光協議会としまして、各自治体1,000万円、合計5,000万円を負担いたします。うち3,000万円を映画制作委員会に負担し、残り2,000万円を映画に関連した観光促進事業に充てる予定でございます。

映画につきましては、観光協議会の3,000万円と制作委員会が見込んでおります企画管理会社、配給宣伝会社、DVDメーカー等の出資者からの2,000万円を合わせまして、5,000万円の予算での制作を予定しております。

また、完成した映画につきましては、映画制作委員会を通じまして劇場公開された後、全国的な上映会、自治体等によります上映会を実施し、葛城地域の名所を配信し、継続的に幅広いPR活動を進めていくというような事業でございます。

続きまして、観光振興補助金でございますが、こちらにつきましては、今年行いました、けはやまつりをまた継続して観光協会で行っていただくための補助金でございます。

もう一つ、続きまして、葛城市・御所市共同観光促進事業の委託料でございます。こちらにつきましては、御所市と連携しまして作成しました観光案内誌『るるぶ』でございますが、こちらのリニューアルを行います。また、そのリニューアルを行った『るるぶ』を利用して、旅行会社等に宿泊滞在型の観光ルート、ツアーを提案し、市の観光資源を効果的に発信し観光の増加を図り、地域に還元を図る事業というものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岩永企画政策課長。

**岩永企画政策課長** 企画政策課の岩永でございます。私の方から、葛城市PR映像制作委託料、それとPR広報活動委託料の方を説明させていただきます。

まず、葛城市PR映像制作委託料ですけれども、「すむなら葛城市」シティプロモーションの事業の一環といたしまして、葛城市の魅力映像化し全国にPRできるコンテンツの作成を委託するものでございます。作成する映像には、短期間で使用するものではなく、作成後、長期にわたり利用できるものを作成する予定でございます。市内イベントや県外イベントのときにも映像を流し、また、ユーチューブ等で動画サイトにアップし、葛城市のPRに利用する予定でございます。

PR映像のコンセプトにより、時間帯は変わりますけれども、大体つくる時間というのは3分程度のものをつくる予定をしております。

それから、PR広報活動委託料の方でございます。こちらの方は近鉄阿部野橋デジタルサイネージ広告の委託と近鉄南大阪線ADトレイン広告委託料、それから情報システムの委託料、この3つになります。まず、近鉄阿部野橋駅のデジタルサイネージ広告委託料ですけれども、151万2,000円を予定しております。阿部野橋のハルカス前自由通路9つの柱に21面、1枠15秒の葛城市のPRサインを表示するもので、期間は7日間、表示時間は午前6時から24

時まで。この計画で年2回予定をしております。同時に、次に説明しますADトレインと同時開催を予定しておりますのでございます。

次に、今も言いました、近鉄南大阪線ADトレイン広告委託でございます。こちらの方が95万2,000円。近鉄南大阪線の4両編成の車両に、葛城市のPR広告、中づり150枚、ドア横70枚に掲示をさせていただいて、車両内を葛城市一色とすることでシティセールスを行うものでございます。期間はデジタルサイネージと同じく7日間で、年2回を予定しております。

それから、情報システムの委託ですけれども、上記のADトレインで利用するPR広告、中づり広告とかをQRコードのように用いるARアプリというものがございます。アプリで画像の一部を取り込むことで、葛城市のPR映像とか事前に登録している情報をスマホ等で見ることが可能になるというものでございます。最初に説明しましたPR映像とかを最初に登録させておいていただいて、アプリを使って見ていただくということも可能になるということになります。

以上の業務を絡めることで、「すむなら葛城市」プロモーションを展開していきます。財源につきましては、地方創生加速化交付金、10分の10にて対応いたしたいと考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 木村理事。

**木村都市整備部理事兼建設課長** 都市整備部の木村でございます。

ただいまご質問の交通安全対策費の委託料の100万円の減額ですが、疋田23号線の道路改良工事に伴う測量設計業務の請負残による減額でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** いろいろ答弁していただきました。門口課長に38件のLEDを聞いてるわけやけど、この金額がどのぐらいになるのかだけ、もう一遍教えてほしいと思います。トータルで349万何ぼと言ってくれたけど、LEDだけでどれぐらいになるのか。

それから、岸本課長なり岩永課長から説明をしていただきました。要は、これで葛城市をPRしていくということで、いわゆる5市町の自治体とか、あるいはまた、近鉄の関係に出していくということであると思います。それはこれで結構やと思いますし、交通安全につきましても、一応、契約差金ということですので、これで了解したいと思います。

**朝岡委員長** LEDの再質問は後に答弁願います。

それでは、また別の質問がございますか。阿古委員。

**阿古委員** 先ほどの吉村委員の質問で、大阪場所に懸賞金を15日間かけられる。よく永谷園さんやとか旗を持ってるやつなんかというイメージで聞いてたんですけど、そういうことをするという事になったその経緯をまず聞かせていただきたい。どういう経緯でそういうことになったのか。

**朝岡委員長** 阿古委員、予算の審査にちょっと関連していないと思いますが。

**阿古委員** お金を支出することについて、当初予算で入っているんやったら、問題がないが、当初にもうその懸賞金の話があったんですか。

(「当初予算というか、観光協会の」の声あり)

**阿古委員** いつごろそういう話になったのか、どういう経緯でそういうことになったのかということ  
をまず確認したい。観光協会の予算というのは、市から補助金が行ってるわけですよ。それ  
で、観光協会の責任者は、今、市長になってるわけですよ。せやから、あえて聞いているわ  
けでね。その経緯についてお聞かせ願いたい。

**朝岡委員長** そうしたら、答弁を求めます。

山下市長。

**山下市長** 観光協会の会長ということでございますけれども、市の方から観光協会に対していろんな  
形で補助をいただいております。観光協会の中でしっかりと葛城市の観光に資する方法を考  
えなさいということで、いろいろと市の方から補助金をいただいた中で、また、関係のとこ  
ろから寄附をいただいたりとかする中で運営をさせていただいておるところでございます。

最近、相撲ということを中心にして観光PRをやっておるという中で、相撲の中でそうい  
う懸賞金という話もあるけども、どうだろうかというような話があったわけでございますけ  
れども、行政としてできるのかどうかということを担当部署に確認をいたしましたところ、  
観光協会としてはできるというお話でございましたので、観光協会の皆さん方にお諮りをし  
て、これで懸賞金を出させていただいてもいいだろうかということで了解を求めたところ、  
了とされましたので、今回、懸賞金を出すという運びになったわけでございます。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** その話はいつごろ出てきた話ですか。いつというのは時間的なものも含めてね。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 去年の11月ごろにお話をさせていただいた……。

**阿古委員** 11月ごろに、どこに話をしたんですか。

**岸本商工観光課長** 観光協会の関係者の方とお話しさせていただいたということです。以上です。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 11月ごろに相談をして、それで、結論がそこで出たんですか。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 最終的には、今年の2月10日の観光協会の理事会に諮らせていただいております。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 念のために、観光協会の財源内訳をちょっと教えていただけますか。というのが、以前、  
旧町の段階でしたら、當麻町の観光協会があって、そのときは、例えば、當麻練座ですとか、  
孝女伊麻ですとか、綿弓法要ですとか、そういうものが合体して1つの観光協会ができて  
ると、それで相撲会館も含めて、相撲のけはやまつりも含めて1つできてるんですね。それが、  
葛城市になって1つになったから、いろんなものに加わってやってるんやろうと思うんだけ  
ど、まずその財源内訳、市からどの程度の補助金が出て、それで観光協会独自の財源、寄  
附やと言ったけど、寄附がどの程度あるというのは、そういうのはどうなってるんですか。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** ちょっと今、観光協会の資料は持ってませんので。

**朝岡委員長** それでは先ほどの岡本議員の再質問に教えてください。門口生活安全課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのLEDの基数に対する補助金の方でございます。新設の38基につきましては137万200円、取りかえの279基につきましては212万5,300円となっております。よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** 観光協会の財源内訳は、今すぐに資料がないということなんで。

阿古委員。

**阿古委員** 担当者は責任を持って委員会に出席してきてるんですやろう、大体ね。今回は特に3月議会やから、本予算も勉強してきてると僕は思ってるねんけども、その概略というか、そんな何千円まで僕は聞いているわけやないんですよ。大体どれぐらいの金額なんですかということ聞いてるわけやから、当然、頭に入ってるか何かしてるはずやねんけどね、その担当部署であれば。と思いますけどね。

**朝岡委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時22分

再 開 午後1時36分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁から。

岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

ちょっと今調べたんですけども、すぐに出てきませんので、申しわけございませんけども、持ち合わせがございませんので、よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** そういうことでございますので、一応、休憩中に副委員長とも相談させていただきましたが、今回の平成27年度のこの加速化交付金事業の相撲観光創造事業について関連があるということで、さきの吉村委員の質問には答弁をしていただきましたが、この観光事業、観光協会からの費用負担による今回の質疑については、今回の補正予算との関連性はないということでございますので、質疑はここで終結をしていただきたい、このように思います。なお、この件については、16日から開催される予算特別委員会等でご審査をいただきたいと、このように判断をいたしましたので、阿古委員、済みませんがよろしくお願いいたします。

阿古委員。

**阿古委員** 予算特別委員会の予算財源というのは、今年度についてされるんですね。せやから、旧年度についての予算について審議するというのは、関連であれば今までからずっと認められてきたわけで、それがこういう形で打ち切りになるというのは、非常にこの議会に対して、答弁を理事者サイドは果たしていないと言わざるを得ないですね。せやから、これ、平成28年度の予算でしょう。それで、今言ってるやつは平成27年度予算ですね。せやから、今回の補正というけども、全体の予算について部分的には補正は入ってきますけども、平成27年度については、過去において、それは今まで審議対象としてきたわけですよ。せやから、ここに出てきたものの補正金額だけやってるわけじゃなくて、過去においてやってきたのに、今に

なってそういう話になるというのは非常に違和感がある。これが出ないということであれば、それをどうやって議員は市民の皆さんに今回の件について、議会の方はそういう話は正式には聞いてない。民間の集まりというか、モンゴルとのかけ橋の段階で、市長は観光協会の会長やということは認識がなかったんですかね。たしか朝礼か何かでも、その話は市役所内でされたのかな。というふうには聞いてるんですけどね。せやから、当初に去年の段階でそういうことをやりますということであれば、それは、あれやねんけども、全く聞いてない話がぽっと出てきたときに、税金が使われているその使い道に対して言うというのは、過去においてはずっとそれは認めてきてるはずなんですけどね。その辺はどう理解したらいいんですかね。

それと、もう一つ、さっき理事会と言ったから、その理事会の11月と2月10日のメンバーをまずちょっと聞かせてください。僕は、結局は何でこういうことをやりますねんという、その部分がわからへん。わからへんからその経緯を聞かせてくれと言って聞いた。せやから、それについてのまだ答弁ももらってないんですけどね。

まず、さっき言ってくれた11月ごろと2月10日、それは課長の方に記憶にあるんやから、そっちの方の構成メンバーを聞かせてください。

**朝岡委員長** 平成27年度の一般会計の補正の内容であるということはわかりますけども、そういう話になってくると、今度、平成27年度の決算委員会でやっていただかないかんという話になりますわな。この補正予算はあくまでも、この予算書に計上されている内容について判断をしていただくわけなんで……。

**阿古委員** 過去において関連として認めてきた。

**朝岡委員長** 過去についての関連の質問というのは認めていたのかな。今まで私はそれは記憶にないんですけど。あくまでも、今、ここに上程されている金額について、継続費や繰越明許を含めた全体的な一般会計の補正の内容についてのご判断をいただく委員会なんで、仮にそれが平成27年度の費用の中で生まれてきた数字であるということであれば、この後の審査をするというのは、私は予算と言いましたけど、実際は平成27年度の決算委員会で質疑をしていただくというのが、今の我々の質疑をする場面ではないかなと、こう思いますが。違いますか。ほかの委員はどう思いますか。

(「休憩」の声あり)

**朝岡委員長** 再度、暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時41分

再 開 午後2時16分

**朝岡委員長** 会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 農林関係ですけども、いろいろ農業振興費、あるいはまた、農地費団体営ということで、国の補助金がかかりカットされてるということで、恐らくつかなかったのではないかなというふうに思いますけども、その辺がどういうふうになってるのかということと、それから、

同じ33ページの農業振興費の中で工事請負費3,760万6,000円、これは当初計上して、そのまま全額減額してあるということですが、恐らく新年度予算で処理してあるのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それと、農林関係の繰越しは大きくなかったと思うんですが、今、平成27年度の決算見込みされた中で、大体ほぼ執行できてるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 池原農林課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま岡本委員の方からご質問がありました、農林課におけます3月補正分でございます。

まず初めに、農業振興費でございます。工事請負費といたしまして、補正額3,760万6,000円を減額させていただいております。これにつきましては、農畜産物処理加工施設のトイレ改修を平成27年度当初で見させていただいておりましたけれども、設計額の確認等におきまして、金額等不足が生じ、県の方と相談した結果、平成28年度補助事業該当ということで言っておりましたので、平成28年度の当初予算の方に再度上げさせていただくという形でご了承をお願いしたいと思います。

それと、団体営の農業基盤整備促進事業の委託料といたしまして、笛吹の農作業道整備工事を、当初、委託料として2,000万円を予定しておりましたけれども、これにつきましては、国から補助額がつかないということの連絡があり、全額減額という形にさせていただいております。

また、農地有効活用促進事業につきましては、平岡池、的場池の改修のみができました。また、委託につきましては、新村、竹内、木戸の水路の方はできたんですけども、工事そのものは全部、補助額が確定しませんでしたので、減額という形になっております。

今年度、補助額が減額された分につきましても、国の方と協議いたしまして、平成28年度の方で、今現在検討していただいているところでございます。

それと繰越しでございます。繰越しにつきましては、農林費の中で新町水路自体を、地権者等の同意がおくれておりましたそのかげんで繰越しさせていただいております。それと、農地有効活用促進事業といたしまして、現在、平岡の新池の改修をしておりますが、新たに国の方から、平成27年度残予算の中で1カ所動いてほしいということがありまして、平岡の新池の制波工を予定しており、これにつきましては、国の方から未契約繰越しでやっていただきたいということの連絡があり、繰越しをさせていただいている。

それと、農村地域防災減災事業といたしまして、平成27年度の当初で南今市のイセ池、また、山田の北浦池のネットフェンスを予定しておりましたけれども、これにつきましても、当初、補助該当できないということで国が連絡あったんですけども、この3月間際になりまして、3月の補正残予算でつけるということがありまして、急遽、契約繰越しという形で400万円をお願いしているものであります。

また、同じく、農村地域防災減災事業のため池点検再調査委託ということで、これにつき

まして、当初540万円予算を見てたんですけれども、国の方から390万円しかつけないと、残りについてはつけないということになったんですけれども、急遽、150万円残予算でつけるということになりまして、その分を契約繰越しということで150万円を繰越させていただくものでございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 一応、今、課長の方から説明していただいて、国庫補助につきましては、なかなかつかなかったということやな。これはやむを得んと思うけど、できるだけ予算に計上した以上は、国庫予算がつくように絶えず努力をしてもらいたいなというふうに思います。

それと、「當麻の家」は一応減額をして新年度でしていく、これは正しいやり方であるのかなと。やはり、残すものは残していく。流用するのではなしに減額をする。要るものは次年度で組んでいく。これが基本であるというふうに思いますので、こういうことはきちっとやっていただきたいなというふうに思います。

それと、今年の補正の中でつかなかった分、あるいはまた、3月に補助金の確保をして契約繰越しをしてるという分が農村地域防災減災事業とかあるということですので、この辺につきましても、繰越しはしましたけど、できるだけ早い時期に完成するようにお願いしたいというふうに、今思います。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

西井委員。

**西井委員** 先ほどの関連ということで、農業振興費「當麻の家」の3,760万6,000円。「當麻の家」の、トイレの改修でお互いに瑕疵があったということで延びてるということではございますが、昨日、ハルカスに行って研修を受けた中で、道の駅に対するいろんな苦情の中で、トイレの苦情というのが結構上がってるというのを伺ったわけです。その予算を立てるときのお互いの瑕疵がために、1年間ずれてきたということですけど、道の駅はやはり、全国的な問題ができてるのがトイレという話はきのうも聞かせてもらって、1年間延びたこと自身がやはり、ちょっと私にとっては不服がございまして。平成28年度当初予算が可決された場合は、1日も早く改修してもらって、利用者に喜んでもらえるような形をしてもらわねば、もともと「當麻の家」の方にも責任があるようには感じるわけですけど、実際、その不自由な点を利用者に悪評を及ぼすようなことになってきたら、やはり、新道の駅もいろんなことが起こってきたら、不評のまま続けるんじゃなく、できるだけ早く対処しなければならないんじゃないか。これは葛城市の問題ということですので、ちょっと要望にもなりますが、早く解決してください。また、研修で言われていたのは駐車場の問題、駐車場が少ないところが結構あると。もちろん「當麻の家」もそういうところもあると思いますが。ただし、市単費ばかりでやっていくのはまた大変ですので、やはり利用者に迷惑がかからなくするためには、一番重要な問題のトイレと駐車場については随時検討してもらいながら、市のイメージアップになるようにちょっと努力してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

**朝岡委員長** 答弁はよろしいですか。

西井委員 答弁はもしできるんやったら、してもらったら。

朝岡委員長 池原農林課長。

池原農林課長 ただいまの西井委員のご要望につきまして、新年度に入りまして、平成28年度の予算の方で確定いただきましたら、至急動くような形で段取りをさせていただきたいと思います。以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 35ページ、観光費の委託料、測量設計等委託料318万2,000円ですね。これは当初予算でも同じ金額です。この内容をちょっとお聞かせください。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。

この委託料につきましては、奈良盆地の周遊型ウォークルート案内サインの整備に係る測量設計の委託料でございます。これにつきましては、平成27年度当初に予算を承認していただいておりますが、県の方が全ての関係市町村との協定書を結ばずに事業を執行できないという状況になりましたので、一旦この額を減額させていただいて、平成28年度に再度計上させていただくということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 土木費の方に入っていきたいと思います。まず、補正予算書の36ページ、道路新設改良費。今、ここで工事請負費1,000万円の増額をされております。負担金の減額は横に備考に書いてわかりましたけども、先ほどもやかましく言いましたけども、今、3月議会で1,000万円増額をして、この繰越しの事業の中に、恐らく道路新設改良費の中にこの1,000万円が入ってるのではないかというふうに私は思ってます。そういう予算の組み方が正しいのかどうかということも含めて、白石議員の質疑の中で、緊急を要するという話がありました。聞くところによると、池の際に道路が通っていて、その法面をえぐられて、すぐに工事をせないかんということをして白石議員の答弁でされていたわけやけども、先ほども言ってますように、この議会は3月25日に終わるわけです。この予算が通るのか通らへんかわからへんけども、一応25日に結審する。3月末まで1週間ない。新年度予算も一緒に審議される。4月になったらすぐに執行できる。そういうシステムになってるわけやな。それをあえて、今ここで1,000万円増額をして繰越ししますよ。先ほど言いましたように、繰越しありき。どんどん繰越しできますよ。そういうふうにとられても仕方ない。何でそうなるんかということをお聞きしたいというふうに思います。

それ以外に、地域活性化事業はおいといて、後で繰越しがたくさんあるわけやけども、個々に聞いておいたら時間がかかるので、後で詳細については、ここはこうですよと言ってもらったら結構やけども、できるだけ繰越しのないように努力をしてもらいたい。道路新設改良費だけお答え願いたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 木村都市整備部理事。

**木村都市整備部理事兼建設課長** 都市整備部の木村でございます。

ただいまのご質問でございますが、この工事箇所につきましては、隣接するため池がございまして、そのため池の水を抜いたところ、予想以上に積みブロックの崩壊が進んでおったために、道路にとっても非常に危険な状態でもありますし、また、地元の水利組合も田植えまでに水を入れたいというふうな要望もございましたために、早急に復旧を行いたいということで、今回の補正にてお願いをしたわけでございます。ご理解をよろしく願いいたします。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、理事から答弁していただきました。実態はわからんことはないわけやけども、できるだけこういう予算の組み方をせんと、来年からきちっと、いわゆる予算の原則というものがあるわけやから、そういうふうにしてもらいたいというふうに思います。

それと、時間も押してますので、あんまりあれやと思いますけども、地域活性化事業、これでちょっと教えていただきたいというふうに思います。今回、補正で上がってきてるのは、人件費しか上がってきてない。私はこの中で教えてほしいのは、前回、委員長にもお願いをして、平成26年度の決算の中でいわゆる都市再生、社会資本を分けてほしいということをお願いをしておきました。その資料はもらっておりません。私はわからんなりに自分勝手に都市再生と社会資本を分けて計算をいたしました。今までもらってる資料からいきますと、平成25年度末、都市再生5億8,699万292円、社会資本3億4,039万6,974円、市単独2,317万3,504円、トータルで9億5,056万770円とこうなったわけですな。ここへ平成26年度の予算というのかな、これはほとんど執行されてない。前年度の繰越し、これが執行されてる。この合計を決算を見ますと3億4,220万4,000円。この金額が都市再生と社会資本に分かれておる。それで契約の関係とか見ていきますと、都市再生に当たる分が1億8,220万4,000円ぐらいかなと。社会資本に当たるのが1億6,000万円ぐらいかなというふうに私は思いました。

平成27年度の予算で一応、今の委託料もどうなったのか聞きたいけども、工事請負費、現計予算12億6,600万円、平成26年度繰越し1億5,949万円。14億2,549万円の予算があるわけですね。今執行されている分、これから執行されようとしている分、これも入れまして、都市再生、これは地域振興棟8億523万3,000円。いわゆる社会資本、道路部分、調整池2億5,016万5,000円、これは既に発注をして繰越しの要望を出しておる。あと社会資本で残っているのが、この3月25日ですか、入札を予定されている、いわゆる道の駅周辺整備ということで、予定価格1億3,000万円。それから、道路情報棟7,700万円。この社会資本だけで4億5,716万5,000円。そこへ、今、質問させてもらったように、厨房機器が1億円になるのか、9,471万6,000円になるのか別として、今年、平成27年度、13億5,711万4,000円。あと25日に執行される入札結果によってどのぐらいの金額になって、消費税が8%乗ってくる。恐らく1億3,000万円、2億余りになってきたら、どのくらいで99%で落ちるのか、90%で落ちるのかそれはわかりません。そこへ8%掛けていったら、やっぱりどうなるかな。2億2,000万円弱の金額が乗ってくるやん。

それで、私が聞きたいのは、例えば、平成27年度、全部、今、これだけの分を執行して、あと予算が1億6,300万円ほど予算から見たら工事費が残るはずや。これの減額がしてない。今の補正でね。それと、今言いました、平成25年度までの金額と平成26年度の決算、平成27年度、今説明していったら、トータルで26億4,988万円になってくる。今まで12月の一般質問で白石議員の答弁でも、部長の話では、都市再生は16億円ですよ、社会資本は8億円ですよ。分けたら道路部分で4億円、周辺整備事業で4億円という話で今まで来ている。12月に1億3,500万円補正しますよと補正された。その質問の中で24億円からいったら、1億六千何ぼか、残ってますよ、この答弁。今の一般質問も、その中で金額は詳しくふれられなかったと思うけども、12月に答弁されたのと3月に答弁されたのと、私は同じ内容やと思ってる。その中で、なぜ24億円から約2億5,000万円ほどふえておるのか、それを教えてもらいたい。私が計算間違いをしていたら、24億円で合うやろう。しかし、万が一でも私の計算が合ったら、この24億円の金はどうなったんや。いつの間に2億何ぼの金がぼんぼん出ていくんや。

道の駅は、私は初めから思ってたけど、30億円はかかるやろう。ということは、新年度は見てませんけども、オンランプもつくらなあかん、まだ周辺どのぐらいせんなんか知らん、公園もせなあかん。それからしていったときに、1億円、2億円で済む話と違うやろ。ほんなら、30億円近くなってくる。それは市長の権限で何ぼ銭使ってもいいのか知らんけども、やっぱり市民に対して、議会に対して、24億円ですよ。そこから聞いてない。それに、今みたいなこんな金額になってきたら、余りにも議会軽視と言ったらいかんのか知らんけども、議会で何やねんと私は思うんやけど、そこらはどうです。

**朝岡委員長** 答弁はしてもらえますけど、岡本委員がご指摘の、先般の委員会で議会に求められた説明の表については、今、お手元にある。これは次の調査案件で詳しく説明していただきますので、お手元にある資料をそのときにちゃんと詳しくは説明していただきます。大概、それがこの前依頼をされた資料ではないかなと思いますけどね。

今の質問に対して答弁を求めておきたいと思います。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員からのご質問について、朝岡委員長の方からも調査報告の中での資料の件、ちょっとこちらを使いながらの、若干説明をしないと答弁できませんので、こちらの方の資料で説明をさせていただきます。

岡本委員の集計との食い違いが若干ございますが、この表の一番下の方に累計を書かせていただいております。これまで執行してきた額をずっと加算しております。平成25年度の繰越予算執行までで、9億5,000万円という点につきましては、先ほどおっしゃられてた数字と合致しているのではないかというふうに思います。

平成26年度当初につきましては、委員がおっしゃられるように、繰越しを執行しているので現年としての執行がないということも合っているのかなと思います。平成26年度予算を繰り越しての執行分につきましては、表の右から2番目のところに書いております1億5,179万9,000円、これを繰越予算として執行させていただきまして、先ほどの9億5,000万円と足

し合わせますと11億235万9,770円というふうな執行状況になるわけでございます。

それ以降、一番右の欄になりますが、平成27年度の今の執行状況としまして、把握できているものを入れさせていただいておりますが、これらを足し合わせて、現在の状況としては、21億1,844万9,357円という状況になっておりまして、先日、白石議員からの一般質問の際に、12月議会のときでもお答えさせていただきましたとおり、現在の執行状況としては、21億1,800万円というふうなお答えをさせていただいてるところです。道の駅事業とその他事業の仕分けについてですが、この累計については計算されておりませんが、ざっと道の駅事業のところ、平成27年契約済みまでのところ、おおむね18億円になろうかと思えます。その他事業のところでは3億円ぐらいになろうかと思えます。足して21億円ということで、一番下の総計と大体そういった状況になろうかと思えます。

現在、契約手続を行っております周辺整備工事、それと道路情報棟の方、今、あくまで予定価格という状態ではあります、2億2,000万円程度になろうかと思えます。それを足し合わせますと23億何がしというようなものが、今、執行の予定として総額になろうかというふうに思っております。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、部長の方で、平成26年度の繰越しが1億5,100万円とおっしゃってるわけやけど、決算書を見たときに、委託料、工事請負を足していったら3億4,220万4,000円、こう繰越しを執行しているわけや。それで約半分くらいしかここに記載されてないねんけど、その辺は私の見方が間違ってるのかな。平成26年度の決算書を見たときに。

それと、今ここにちょっと書いてくれてるわけやけど、今言ってる1億3,000万円、それから7,700万円はここに入ってないわけやろ。それを足し込んでいったときに、私が言うてるのは、さっき言ったように、3月25日まで執行されてないでと、せやけど、それもこの予算で執行していくわけやから、足し込んでいったらそうなるのと違いますのかという話をしてるわけや。ここでざっと見たら、21億円という話をしてくれているのと、そこへ1億5,000万円を足さなあかん。

**朝岡委員長** 質疑の途中でございますが、冒頭会議前に申し上げておりました東日本大震災発災日でございます。5年前の定刻に間もなくなりますので、暫時休憩させていただきたいと思えます。

休 憩 午後2時44分

再 開 午後3時06分

**朝岡委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、先ほどの質疑については、個別に対応すると言われておりますので、次にまいりたいと思えます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案の関係部分を採決いたします。

本案を関係部分の原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第20号の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件、これについて案件に入ってまいりたいと思います。

それでは、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について議題といたします。先ほども申し上げました本件につきましては、去る平成27年12月16日に開催をしました本常任委員会で、委員の皆さん方から資料の提示の要望がございましたので、それもあわせて事業の進捗状況について説明を求めたいと思います。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど委員長からのお話にもございましたとおり、さきの委員会において資料のご要望をいただきまして、今回資料を提出させていただいております。

まず、1つ目は、道の駅の現在の予算執行状況についてでございます。表が3つに分かれておりますが、上段が道の駅事業、中段がその他事業、一番下がそれを合計した総計の部分になります。それぞれ、社会資本整備総合交付金であったり、まちづくり交付金であったり、というふうな内訳を整理させていただいているところでございます。

一番下の累計につきましては、総合計を各年度ごとに累計していった表となっております。現在、平成27年で執行の状況のものまでを計上しておりますので、右下の21億1,844万9,357円というのが、現在の執行状況ということになっております。一般質問等でもご回答させていただいてます金額というふうになっております。

以上で、簡単ですがご説明を終わらせていただきまして、次の資料についての説明を引き続きさせていただいてよろしいですか。

**朝岡委員長** はい。

**土谷都市整備部長** 続きまして、道路情報棟の図面ということでご要望いただいておりますので、A3、1枚物の図面を提示させていただいております。図面の上の方が駐車場の部分というふうにご理解いただければと思います。図面向かって左側に休憩スペースを設け、この中にパンフレットですとか葛城市の地図などを掲示しまして情報発信をし、また、利用者の方に休憩していただくスペースというふうなことを考えております。

建物右側部分がトイレとなっております。男子の小が6基、大が3基、女子トイレにつ

きましては13基、多目的トイレを1基配置しております。

道路情報案内コーナーとトイレの間、ちょうどXの3と丸囲みしてあるところの建物の中央部分、こちらの方に一応、授乳室を設けております。昨今、いろんな道の駅の中でそういった授乳スペースがないということも聞き及んでおりまして、今回、スペースを確保して授乳室を設置することで計画をしております。

以上で、道路情報棟に関します説明について終わらせていただきます。

**朝岡委員長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

昨年の12月議会におきまして、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定につきまして、株式会社道の駅かつらぎに議決いただきました。今回、株式会社道の駅かつらぎと協定書を締結に当たりまして、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務に伴います基本協定書の案などにつきまして、主な内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

この協定の目的といたしましては、葛城市と株式会社道の駅かつらぎが相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運用するために必要な基本事項を定めることを目的としております。

施設及び施設管理運営業務になる施設の名称につきましては、葛城市道の駅かつらぎ、所在地は葛城市太田1257番地で、施設につきましては、道の駅全敷地面積3万3,000平方メートルで、地域振興棟、道路情報棟、駐車場、多目的広場でございます。指定期間につきましては、施設における指定管理者としての指定期間は、葛城市道の駅かつらぎ条例第9条の規定に基づき、平成28年4月1日から5年間で、指定期間満了6カ月前には協議を行い、合意し、かつ市議会での議決を得た場合は、指定管理者としての指定期間は更に5年間延長するものとしておりまして、以降も同様としております。

年度協定といたしましては、この基本協定の発効に当たりまして、成果配分の支払い、その他事項につきまして、別に年度協定を締結するとしております。

また、施設の管理運営業務につきましての一部委託につきましては、一括して第三者に再委託してはなりません。あらかじめ承認を得ることによりまして、第三者に対して施設管理運営業務の一部を再委託することができるものとしております。

施設の管理関係につきましては、無許可での施設改造及び備品の処分、事故の報告、暴力団等の利用の排除、暴力団員からの不当介入に対する通報及び報告の義務、情報の公開、個人情報保護の保護、守秘義務、書類の整理、保存など規定されております。

この施設におきます管理運営に必要な器具、備品につきましては、協議の上設置することといたしまして、市が設置した器具、備品につきましては無償貸与とし、株式会社道の駅かつらぎはこの適正な維持管理に努めるものとし、器具、備品が経年劣化等によりまして使用不能となった場合は、その費用負担については、協議を行い決定するものとしております。ただし、株式会社道の駅かつらぎが購入した備品につきましては、株式会社道の駅かつらぎが負担するものでありまして、備品といたしましては2万円以上で、かつおおむね1年以上にわたって使用にたえる物品としております。

本事業の実施に当たりましては、事業計画書、事業報告書など提出、また、施設管理運営

業務の実施状況につきまして、必要があると認めた場合には、施設管理運営業務の実施に関して、帳簿書類の提出、また、報告を求めることができます。また、書類の内容に疑義が生じた場合は、市が指定する者に監査を依頼することができるとしております。この施設にかかわります全ての収入につきましては、株式会社道の駅かつらぎの収入といたします。指定管理料については支払わない。この施設の管理運営業務における費用負担につきましては、市が負担する費用につきましては、市が加入する保険の保険料1件20万円（税別）を超える修繕は予算の範囲内で行うとなっております。

株式会社道の駅かつらぎが負担する費用につきましては、施設の管理運営に係る人件費、外注費、修繕費、事務費、損害保険料、旅費交通費、光熱費、消耗品費、広告宣伝費、租税公課、その他、市が負担する以外の施設の運営に必要な一切の費用としております。

また、成果配分といたしましては、当該事業年度決算に基づき、市に対して成果配分として支払うものとする。ただし、株式会社道の駅かつらぎの決算時における内部留保資金が当初の資金相当額に達していない場合につきましては、免除することができるとしております。成果配分の詳細については、年度協定において定めるものとなっております。

この道の駅かつらぎが故意もしくは過失により施設を損傷し、または滅失したときや、株式会社道の駅かつらぎに帰すべき理由により、第三者に対して損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならないとしております。また、保険の加入の関係につきましては、適切な範囲で保険に加入するものとしております。

また、不可抗力の関係につきましては、この道の駅の建物、設備、什器、備品等が震災、風水害、災害、盗難、その他これに類する災害により損傷または紛失した場合は、両者協力して処理を行うが、株式会社道の駅かつらぎが過失がある場合は、その責を負わなくてはならないとなっております。

また、契約の解除の関係でございますが、本協定が終了し、または解除された場合につきましては、株式会社道の駅かつらぎは、市が引き続き市の施設管理運営業務を行えるよう必要な協力を行うものとする。また、協力に必要な費用は、株式会社道の駅かつらぎが負担するものとする。ただし、本協定の終了または解除が、株式会社道の駅かつらぎの責に帰さない事由による場合はこの限りでない。また、本協定の終了に際し、指定期間開始日の原状に回復し、市に引き渡さなければならないとなっております。

また、指定の取り消しといたしましては、業務に際し不正行為があった。市に対して虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき。株式会社道の駅かつらぎが本協定の内容を履行せず、またはこれに違反したとき。みずからの責めに帰すべき理由により、道の駅かつらぎから本協定締結の解除の申し出があったとき。その他、市が必要と認め、株式会社道の駅かつらぎが合意したときのいずれかに該当すると認める場合につきましては、その指定を取り消し、または期間を定めて施設管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるとなっております。

また、苦情への対応といたしまして、施設の利用者等から苦情を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じ、市に対して苦情内容を報告しなければならないとなっております。苦

情を受け付けた場合は、株式会社道の駅かつらぎは、必要に応じて市の指示を受けて、その原因調査に当たるものとしております。

この基本協定の第5条において、この基本協定の発効に当たり、成果配分の支払い、その他の事項につきましては、別に年度協定を締結するとなっております。また、この基本協定の第27条において、当該事業年度決算に基づき、市に対して成果配分として支払うものとする。ただし、株式会社道の駅かつらぎの決算時における内部留保資金が当初の資金相当額に達していない場合は免除することができるとしておりまして、成果配分の詳細につきましては、年度協定において定めるものとなっております。

葛城市道の駅かつらぎ施設管理業務、平成28年度年度協定につきましては、年度協定の目的といたしましては、年度協定は本施設の施設管理業務の各年度の業務内容及び基本協定第27条に規定する成果配分について定めることを目的としておりまして、年度協定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。成果配分につきましては、当該事業年度決算に基づき、事業総収入から事業総費用を差し引きまして、当期純利益税引き後の30%とするとなっております。

以上で簡単ではございますが、葛城市道の駅かつらぎ指定管理業務に伴います基本協定案及び年度協定案の主な内容について、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま、各事業の執行状況の説明と道路情報棟の図面並びに道の駅かつらぎとの協定書の概要説明をしていただきました。この件について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、下村部長が言ってくれたわけやけど、とてもやないけど控えられへんので、中身をコピーをもらえるんやったらもらわんと。控えかけたけども、こんなん全然控えられへん。だから、そういう肝心なことについては、やっぱり資料をいただきたい。委員長、よろしく願いします。

**朝岡委員長** 資料については後ほどいただけるということで、この会期中にいただけるということでよろしいですね。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございましたら、本件については本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、現在の事業の進捗状況について、理事者より報告を願います。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしく願いします。

配付させていただいております資料は、尺土駅前周辺整備事業の図に、現在、交渉等を行っている地権者の方を番号の方で表示させていただいております。平成27年12月末時点での

状況を示させていただいております。

本年につきましては、⑬番と⑰番、この2件の方にご契約をいただきまして、⑬番の方につきましては、もともと建っておりました建物の撤去も済んでいるという状況でございます。⑰番の土地につきましては、まだ移転先の建物の整備が進んでおらないという状況でございます。そこについてはまだ残っておる状況ですが、契約については締結していただいているという状況になってございます。それ以外のまだ契約を結んでいただけていない方の状況につきましては、順次ご説明をしていきますと、①番の方につきましては、状況に大きな変化はございませんが、定期的に訪問を行って交渉を継続しているような状況でございます。

②番の方につきましては、代替地を尺土地内でお求めとの要望をいただいておりますが、地形が東西に長い土地という条件を示しておられるところです。

③番の方につきましては、提示する金額には合意をいただいております、事業の進捗に合わせて契約をいただけるというお約束をいただいているところでございます。

⑨番の方につきましては、八川の代替地抽せんに参加していただいて、その抽せんでごせんされて、一旦は決まったような状況だったんですが、市の提示金額に対し、もともと市から提示する金額に納得の上で抽せんにご参加いただいたという状況だったのですが、抽せんが決まった後に市の提示金額に納得がいかないというお話をいただいております、若干の期間を、考えていただく期間をとった上で、このまま代替地を置いておくわけにもいきませんので、現状としましては、抽せん結果を取り消し、引き続き継続交渉という状況になってございます。

⑮番の方につきましては、代替地で合意をいただいているところです。

⑯番の方につきましては、ご高齢のお母様がおられるということで、公営住宅への移転を希望されていると。その条件に沿うような形での交渉を今後続けていきたいというふうにご考えております。

用地の交渉につきましては以上のおりですが、現在、一部用地のまとまった箇所につきまして、歩行者通路の工事等を施工しているような状況でございます。

尺土駅前周辺整備事業の状況につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願いましたこの報告につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

下村委員。

**下村委員** ③番ありましたね。これは知ってるんですけども、了解をいただいているということ、協力はさせてもらうということなんですけれども、できればもう③番の方とも交渉して、市の方で購入した方がいいんじゃないかと。でないとか、ほかの方から聞いたんですけども、この方が何か反対してるのと違うのかというようなことがちらっと耳に入ってくるんで、反対はされてないんで、もうそろそろ契約に踏み込んでもいいんじゃないかならうかという、これはちょっとほかの方から聞いたんで、よろしく申し上げます。

**朝岡委員長** 答弁はよろしいですか。

**下村委員** 答弁はよろしいです。

朝岡委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでしたら、本件も本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項でございます。

本件につきましても、理事者から報告を願いたいと思います。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。

新市建設計画につきましては、平成26年12月に計画期間の延長等の変更をさせていただきましてから、今回、変更事項はございません。

以上でございます。

朝岡委員長 このことにつきましては、特に変更等の報告事項がないということでございますので、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

では最後に、公共バスの運行についてでございます。

本件につきましても、その後の状況等、理事者から報告を願います。

米井企画部長。

米井企画部長 公共バスの運行についてでございます。本年2月15日より運行いたしましたバスにつきまして、現在の市民各位のご意見、乗車人数等の状況を企画政策課長が申し上げます。

朝岡委員長 岩永企画政策課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。それでは、私の方から葛城市のコミュニティバス「ぐるっとかつらぎ」の運行状況につきましてご報告を申し上げます。

平成28年2月15日に再編による運行が始まりました。現在に至るまで、再編に係る種々の変更等により、市民の方から多少お問い合わせはございましたが、順調に運行は開始いたしました。現在においては、再編による戸惑いも解消されたようで、順調に運行しております。

運行開始前後におきまして、利用者や市民の皆様よりいろいろ意見を頂戴しております。まず、このご意見についてご報告を申し上げます。

最初に、大和高田市立病院のほかに市外の施設や駅に行けないのか。また、バス停や路線を変更、増設してほしいというような要望がございました。これらの意見につきましては、法定協議会で審議をいただき、場合によっては大和高田市や御所市、隣接の法定協議会に諮らせていただいて、許可を得る必要がございます。最終的に運輸局に変更申請をする必要もございますので、次回見直しと考えております、道の駅かつらぎにコミュニティバスを乗り入れるときまでに検討を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

市民の皆様のご意見に対して、今まで対処させていただいたことについて、ちょっとご報告を申し上げます。

バス停の場所がわかりづらいというところがございました。こちらに関しては案内板の増設をいたしております。

路線図や時刻表が見つらい、乗り継ぎがわからないというご意見に対しましては、広報誌の紙面を利用させていただいて、わかりやすく解説をさせていただいております。

また、再編についてプラス面の意見も寄せられておりますので、そちらの方もご披露させていただきます。

大和高田市立病院に行けるのでよかった。料金がとても安くて利用しやすい。障がい者2人暮らしですが、買い物に行けることがうれしい。たとえ時間がかかっても、自分たちで行けることに感謝しています。今までミニバスしか来なかったが、環状線のバス停ができて本当に便利になりました。便利がよくなったので、運賃をもっと徴収しても、このバス事業を継続してください。どのバスもICカードが使用できるので、小銭を用意する必要がなく便利です。奈良交通というバス専門の会社に委託されているので、安心して乗車できます。そのほかに、ノンステップバスが非常に乗りやすいとか、今までは一番高いところで山麓線を走っていましたが、現在イトーピアの上を通っていますので、景色がきれいやということも聞いております。この内容は私らにとってはとてもありがたいことで、ご意見として頂戴しております。

次に、2月15日の再編当初から2月末までですけれども、奈良交通から届いております乗車数に関してのご報告を申し上げます。当該期間は15日間で、利用者数の計は、まず、環状線ルートの内回りで704人、外回りで849人、環状線の合計が1553人。それからミニバスルート  
のAが121人、Bが221人、Cが135人、Dが120人、Eが54人、Fが84人で、ミニバスルートの合計は738人となり、全体の利用者数は2,291人でございます。このデータに基づきまして、1日平均利用者数を算出いたしますと、環状線ルートで104人、ミニバスルートで49人、合計で153人ということになります。また、この状態で1年運行した場合にしまして計算しますと、環状線ルートで3万7,128人、ミニバスルートで1万7,493人、合計で5万4,621人となります。改正前の年間利用者数がおおむね4万7,000人ということだったので、1年このまま通しますと7千5,600人、約16.2%の増ということになります。

また、環状線ルートにおいては、利用者数の多いバス停が、まず最初に一番多いのがゆうあいステーション273人で、その次が大和高田市立病院163人、次に當麻庁舎89人となっています。再編前に利用者数が多かった當麻イトーピアですが、イトーピア地内のバス停の利用者数は合計で116人で、依然として利用をされているという状態になっております。

次に、ミニバスルートでございますが、A、B、Cルートにおいて起終点がゆうあいステーションになっております。やはり、起終点で利用者数が最も多くて、合計で170人利用されております。D、E、Fルートは起終点がいきいきセンターでございます。合計で90人利用されております。その他のルートにおいて利用者数の多いところは、Aルートで今在家公民館25人、Bルートは尺土南口32人、Cルートは大畑22人、Dルートは弁之庄21人、Eルートでは笛堂ふれあい広場12人、Fルートは新庄庁舎前15人が主なところでございます。また、曜日により利用者数が増減するようで、ミニバスルートはやはり起終点の施設が休館のときに利用者数が減少しているような傾向がございます。また、環状線ルートにおきましては、月曜日、ゆうあいステーションの休館日ですので、若干なんですけど減少しているということになります。これらの情報は、現在15日間運行した状況でございますので、今後の利用状況をさらに分析して、より便利で経済的に皆様に愛されるコミュニティバスになるよう引き続

き努力してまいりたいと思います。

以上、公共交通コミュニティバスに係るご報告を終わります。

**朝岡委員長** それでは、ただいま報告を願いましたこの件について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですから、この件についても本件はこの程度にとどめておきたいと思います。

それでは、ここでお諮りをいたします。

先ほどからの地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、並びに尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行についての事業については、今後も事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しまして、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

また、下村部長はそうしたら会期中に先ほどの資料を概略版をつくっていただいて、ご提出をお願いしたいと思います。

それでは、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたしたいと思いますが。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、早朝から長時間にわたりまして、委員会審査にご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。一般会計の質疑の中で、若干、各委員からの質疑の内容につきまして、少し私どもの考え方とちょっと異なった形で、休憩を多くとりまして大変ご迷惑をかけさせていただいたことは深く反省させていただいて、これからも引き続きよりよい議論ができるような環境を努めてまいりたいと、このように思います。

まだまだ本会議中でございますが、季節の変わり目でございますので、健康にご留意をされまして、今後ますます議会活動等に努めていただきたいと、このように思います。

それでは、本日の委員会を終了させていただきたいと思います。

閉 会 午後3時40分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝岡 佐一郎